

令和 8 年度
子ども家庭課業務運営指針

令和 8 年 4 月

印西市

目次

第1章 印西市の概要と現状.....	4
1. 印西市の概要.....	4
2. 印西市の市民生活を表す指標.....	4
(1) 出生.....	4
(2) 死亡.....	4
(3) 転入.....	4
(4) 転出.....	5
(5) 婚姻.....	5
(6) 離婚.....	5
(7) 世帯当たり人員.....	5
(8) 平均年齢.....	5
3. 人口構造.....	6
(1) 年齢別人口（3区分人口、18歳までの人口詳細）.....	6
(2) 人口ピラミッド.....	6
4. 医療資源.....	7
(1) 市内医療機関数（令和8年4月現在）.....	7
(2) 助産所（令和8年4月現在）.....	7
(3) 市内歯科医療機関数（令和8年4月現在）.....	7
5. 印西市組織.....	7
(1) 子ども家庭課（こども家庭センター）.....	7
(2) 市組織および関係課との取組.....	9
第2章 事業の主な関連計画での位置付け.....	11
1. 市の関連計画の体系図.....	11
2. 総合計画.....	11
3. 印西市こども計画.....	12
4. 第3次健康いんざい21～健康増進計画・食育推進計画・歯と口腔の健ロプラン～.....	12
第3章 事業概要.....	14
1. 予算事業概要.....	14
2. 詳細事業一覧.....	18
3. 重点目標.....	20
第4章 詳細事業別令和8年度運営指針.....	22
1. 児童相談係事業.....	
児童虐待防止.....	
ヤングケアラー支援体制強化事業.....	

家庭児童相談.....	児童相談係の所管する福祉事業につきましては、健康づくり推進協議会の審議対象外の事業となるため割愛させていただきます。
親子関係形成支援事業.....	
子育て世帯訪問支援事業.....	
母子生活支援施設及び助産施設入所事.....	
2. 子ども包括支援係.....	29
妊娠届および母子健康手帳の交付.....	30
ぽこあぽこアンケートおよび面談ぽこあぽこ.....	31
妊婦のための支援給付.....	32
子育て応援ガイド.....	33
妊婦訪問妊婦訪問.....	34
乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは助産師電話）.....	35
乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）.....	36
子育て短期支援事業.....	子ども包括支援係の所管する事業は母子保健事業と福祉事業に分かれており、以下の事業につきましては、健康づくり推進協議会の審議対象外の事業となるため割愛させていただきます。
養育支援訪問事業.....	
子育てヘルプサービス事業.....	
産後ケア事業.....	
印西市助産師連絡会.....	
ケースワークその他相談に関するこ.....	
3. 母子保健係.....	44
1歳6か月児健康診査.....	45
3歳児健康診査.....	46
2歳児歯科健康診査.....	47
専門職種による事後指導.....	48
専門職による事後指導.....	49
5歳児相談.....	50
ころころ相談（乳児相談）.....	51
児童館等での相談事業（はぐくみ相談）.....	52
健康育児相談（来所、電話相談）.....	53
SNSを活用した妊娠子育て支援事業.....	54
べいびー入門.....	55
当事者グループ支援(多胎・口唇口蓋裂).....	56
離乳食教室.....	57
おいでヨ！.....	58
就学時健康診断歯科健康教育、就学時健康診断栄養健康教育離乳食教室.....	59
プレコンセプションケア.....	60
妊婦歯科健康診査.....	61

学校歯科保健指導.....	62
保育園・幼稚園等歯科健康教育.....	63
親子食育教室.....	64
出前講座・依頼教育.....	65
地区活動に関すること.....	66
災害時の助産対策.....	67
妊婦・乳児健康診査.....	68
産婦健康診査.....	69
新生児聴覚スクリーニング検査.....	70
1 か月児健康診査.....	71
多胎妊婦健康診査費用助成.....	72
低所得の妊婦に対する初回産科受診費用助成.....	73
不育症治療費助成事業.....	74
妊活健診支援事業.....	75
巻末1 印西市こども家庭センター憲章.....	76
巻末2 参考条例・規則・要綱等.....	
○印西市こども家庭センター事業実施要綱.....	
○児童福祉法施行細則.....	84
○印西市子ども虐待防止対策協議会設置要綱.....	101
○印西市子育て世帯訪問支援事業実施要綱.....	107
○印西市子育てヘルプサービス事業実施規則.....	110
○印西市子育て短期支援事業実施規則.....	114
○印西市産後ケア事業実施要綱.....	118
○印西市妊婦のための支援給付事業実施要綱.....	122
○印西市新生児聴覚スクリーニング検査事業実施要綱.....	138
○印西市産婦健康診査実施要綱.....	141
○印西市多胎妊婦健康診査費用助成実施要綱.....	144
○印西市不育症治療費等助成事業実施要綱.....	146
○印西市低所得の妊婦に対する初回産科受診料助成事業実施要綱.....	149
○印西市1 か月児健康診査実施要綱.....	151
○印西市歯と口腔(こうくう)の健康づくり推進条例(健康増進課所管).....	154
○印西市健康づくり推進協議会設置条例(健康増進課所管).....	157
○印西市保健専門部会設置要綱(健康増進課所管).....	159
巻末3 評価指標の説明.....	162

巻末2 参考条例・規則・要綱につきましては、資料の
ポリュームの都合上割愛させていただきます。

第1章 印西市の概要と現状

1. 印西市の概要

印西市は、東京都心から約40キロメートル、千葉市から約20キロメートル、成田国際空港から約15キロメートルに位置し、南東部を印旛沼、北西部を手賀沼、北部を利根川に囲まれ、標高20から30メートル程度の下総台地といわれる平坦な台地と、沼及び河川周辺の低地により構成されています。

平成22年3月23日に印西市・印旛村・本埜村が合併し、新しい印西市となりました。

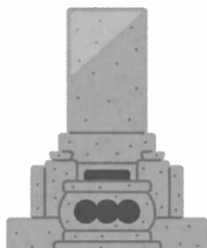
千葉ニュータウン地域は強固な地盤と質の高い都市基盤を背景に、住宅、企業及び大型商業施設が集積する一方で、良好な農地、里山などの豊かな自然、地域で受け継がれている伝統行事や歴史的建造物も各所に数多く残されており、自然と調和した都市環境、古くからの歴史と新しい文化の調和が市の特長です。

2. 印西市の市民生活を表す指標

(1) 出生

	年度	出生数(人)	出生数/日(人)
	令和6年度	789	2.15
	令和5年度	887	2.42
	令和4年度	903	2.47
	令和3年度	905	2.47
	令和2年度	860	2.35

(2) 死亡

	年度	死亡者数(人)	死亡者数/日(人)
	令和6年度	994	2.72
	令和5年度	916	2.50
	令和4年度	923	2.53
	令和3年度	766	2.09
	令和2年度	789	2.16

(3) 転入

	年度	転入者数(人)	転入者数/日(人)
	令和6年度	5906	16.18
	令和5年度	6114	16.70
	令和4年度	7371	20.19
	令和3年度	5519	15.08
	令和2年度	5981	16.34

(4) 転出

	年度	転出者数 (人)	転出者数/日 (人)
	令和 6 年度	5012	13.73
	令和 5 年度	5184	14.16
	令和 4 年度	5284	14.48
	令和 3 年度	3597	9.83
	令和 2 年度	3766	10.29

(5) 婚姻

	年度	婚姻件数 (件)	婚姻件数/日 (件)
	令和 6 年度	697	1.91
	令和 5 年度	602	1.64
	令和 4 年度	631	1.73
	令和 3 年度	699	1.91
	令和 2 年度	713	1.95

(6) 離婚

	年度	離婚件数 (件)	離婚件数/日 (件)
	令和 6 年度	214	0.59
	令和 5 年度	217	0.59
	令和 4 年度	212	0.58
	令和 3 年度	197	0.54
	令和 2 年度	201	0.55

(7) 世帯当たり人員

	年度	1世帯当たり人員 (人)
	令和 6 年度	2.6
	令和 5 年度	2.6
	令和 4 年度	2.6
	令和 3 年度	2.6
	令和 2 年度	2.5

(8) 平均年齢

	年度	平均年齢 (歳)
	令和 6 年度	44.1
	令和 5 年度	44.1
	令和 4 年度	44.1
	令和 3 年度	44.0
	令和 2 年度	43.8

出典:各年データいんざい

3. 人口構造

(1) 年齢別人口（3区分人口、18歳までの人口詳細）

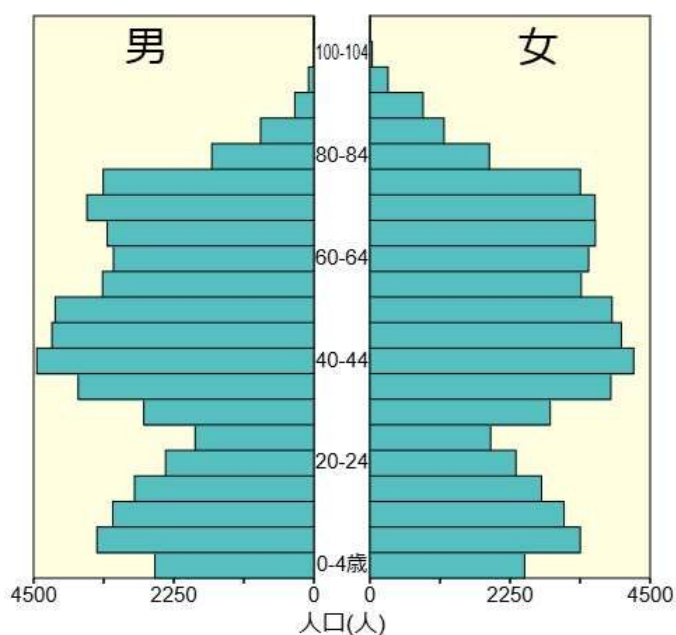
令和8年3月31日人口（人）

年齢	男	女	合計
年少人口 (0-14歳)	9,266 16.7%	8,980 15.8%	18,246 16.2%
生産年齢人口 (15-64歳)	33,104 59.5%	32,871 57.9%	65,975 58.7%
高齢人口 (65歳以上)	13,240 23.8%	14,911 26.3%	28,162 25.1%
合計	55,610	56,762	112,372

年齢	男	女	合計
0	385	380	765
1	440	440	880
2	526	522	1,048
3	608	528	1,136
4	594	614	1,208
0～4	2,553	2,484	5,037
5	657	605	1,262
6	669	672	1,341
7	689	724	1,413
8	717	716	1,433
9	751	661	1,412
5～9	3,483	3,378	6,861
10	675	646	1,321
11	699	652	1,351
12	654	602	1,256
13	623	612	1,235
14	579	606	1,185
10～14	3,230	3,118	6,348
15	612	578	1,190
16	579	583	1,162
17	578	533	1,111
18	557	547	1,104
15～18	2,326	2,241	4,567

(2) 人口ピラミッド

人口ピラミッド（令和8年3月31日）



データ元：住民基本台帳
人口ピラミッド作成サイト
谷謙二研究室（埼玉大学教
育学部人文地理学）で加工）

4. 医療資源

(1) 市内医療機関数（令和8年4月現在）

区分	合計数	小児科（再掲）	産婦人科（再掲）
病院	3	2	1
診療所	54	7	4
合計	57	9	5

(2) 助産所（令和8年4月現在）

1 か所

(3) 市内歯科医療機関数（令和8年4月現在）

区分	合計数
病院	1
診療所	38
合計	39

5. 印西市組織

(1) 子ども家庭課（こども家庭センター）

① 施設概要

名称：コスモスパレット印西（中央駅前地域交流館）

住所：印西市中央南1-4-3

開設：令和7年4月1日（令和7年1月23日竣工）

所管部屋：パレットⅡ

2階 事務室（書庫、倉庫）、集団指導室、健診室、問診室、
収納室、診察室1.2、検査室1（視力・運動・発達）

検査室2（聴力）

待合スペース、相談室3.4.5、親子相談室

3階 プレイルーム

パレットⅠ

2階 調理準備室

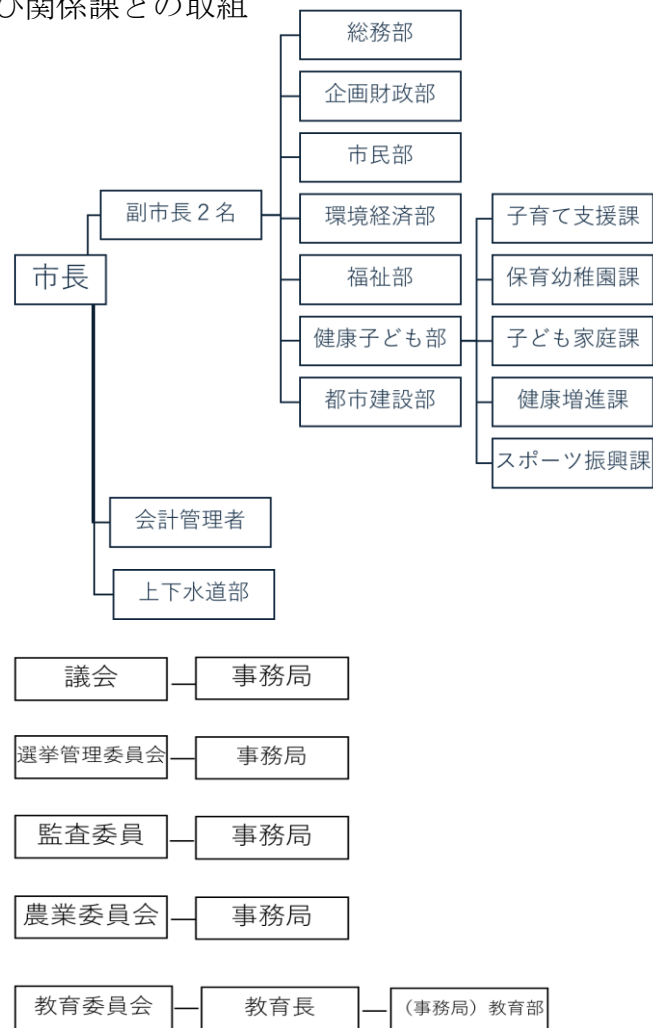
② 職員等の状況

(令和8年4月1日現在)

職種	課長	課長補佐 (統括支援員)	児童相談係		子ども包括支援係	
			正規・任期	会計年度	正規・任期	会計年度
一般事務			2		2	2
保健師			1		2	0
助産師					2	1
看護師						6
管理栄養士		1				
栄養士						
歯科衛生士					1	
理学療法士	1					
保育士			1			
家庭相談員兼 子ども家庭支 援員			2			
虐待対応専門 員兼子ども家 庭支援員			2			
合計	1	1	8		7	9
職種	母子保健係		課合計			
	正規・任期	会計年度	正規・任期	会計年度		
一般事務	1	4	5	6		
保健師	4	9	7 (育休1)	9		
助産師	2		4	1		
看護師	1	3	1	9		
管理栄養士	2	5	3	5		
栄養士		4		4		
歯科衛生士	2 (育休1)	3	3 (育休1)	3		
理学療法士			1			
保育士			1			
家庭相談員兼 子ども家庭支 援員			2			
虐待対応専門 員兼子ども家 庭支援員			2			
合計	12 (育休2)	28	29 (育休2)	37		

(2) 市組織および関係課との取組

① 組織図



② 主な関係課等との取組内容

課名	関係	取組内容
健康増進課	😊	生涯を通じた健康づくり、医療対策、感染症対策業務。母子保健との関連性・連続性が高い。
	⬅	「第3次健康いんざい21～健康増進計画・食育推進計画・歯と口腔の健康プラン～」所管課。
	➡	印西市子ども虐待防止対策協議会の実務担当者を選出してもらい、実務者会議において定期的な情報交換等を行っている。
子育て支援課	😊	こども医療費助成受給者券、未熟児医療費助成、児童手当、児童扶養手当等を所管。 子育てに困難を抱えるケースに受給券で利用できる訪問ステーションを紹介。
	⬅	子育て支援の中核事務を担う。「いんざいこども計画」所管課。 ブックスタート事業の案内を乳児相談案内に同封。
	➡	印西市子ども虐待防止対策協議会の実務担当者を選出してもらい、実務者会議において定期的な情報交換等を行っている。

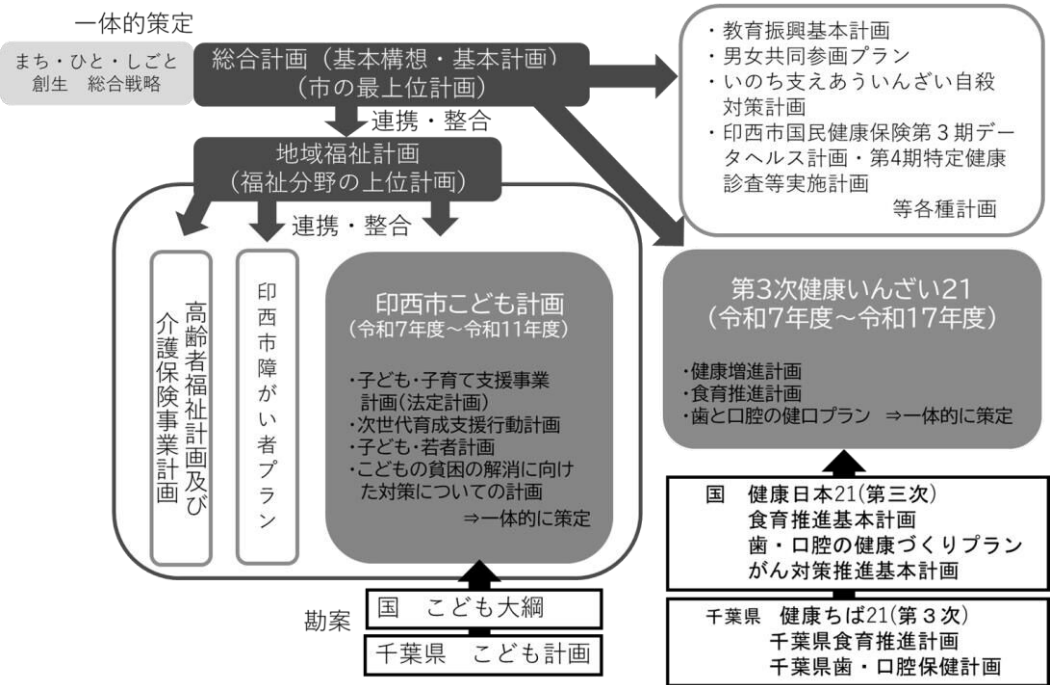
課名	関係	取組内容
子育て支援課	♥	DV 相談対応において、こどもがいる家庭では児童虐待も併せて関わる場合が多い。 コンシェルジュ、児童館等（4 館）とは定期的に情報交換等を行い、育児支援を行っている。
児童館、子育て支援センター	😊	市運営は 4 館。この他、指定管理者運営、民間保育所運営あり。
	♥	市運営 4 館及び総合福祉センターの計 5 か所で定期的に相談事業を実施。
保育幼稚園課	😊	保育園、幼稚園に関する事務を執り行っている。 対象者の情報確認や対応方法の調整を行うことが多い。
	⏪	医療的ケア児や支援を必要とする児の入園について支援している。入園決定後に園とのケース会議に出席することがある。理由不明の退園児がいた時に依頼により訪問を実施する。
	⏩	健康診査に来所せず、状況が不明な児がいる場合に所属等を照会することがある。 印西市子ども虐待防止対策協議会の実務担当者を選出してもらい、実務者会議において定期的な情報交換等を行っている。
障がい福祉課	😊	発達障害、身体障害、精神障害関係事務を所管。相談支援事業所に関する情報把握。
	⏪	妊婦の駐車区画利用証の交付に協力。複雑化したケースの基幹型相談支援事業所への相談依頼について相談している。
	⏩	印西市子ども虐待防止対策協議会の実務担当者を選出してもらい、実務者会議において定期的な情報交換等を行っている。
子ども発達センター	😊	成長や発達に心配のある就学前のお子さんに相談・指導・療育を行っている。
	⏪	子ども発達センターにつながるまでのサポートや受給者証申請のための医療機関紹介、児に合う児童発達支援の提案をしている。
	⏩	印西市子ども虐待防止対策協議会の実務担当者を選出してもらい、実務者会議において定期的な情報交換等を行っている。
社会福祉課	😊	生活保護、民生委員、保護司関係事務を所管。地域福祉計画所管課。
	⏩	印西市子ども虐待防止対策協議会の実務担当者を選出してもらい、実務者会議において定期的な情報交換等を行っている。
高齢者福祉課	⏩	印西市子ども虐待防止対策協議会の実務担当者を選出してもらい、実務者会議において定期的な情報交換等を行っている。
指導課	😊	学校教育の指導方針の立案や指導助言、学校保健に関する事務を所管。
	♥	思春期保健について協力して実施している。
	⏪	5 課担当者会議に参加し、成長・発達に関する取組みを横断的に実施することへ協力。学校歯科保健での協力。
	⏩	印西市子ども虐待防止対策協議会の実務担当者を選出してもらい、実務者会議において定期的な情報交換等を行っている。
生涯学習課	😊	出前講座、家庭教育学級、青少年健全育成に関すること、放課後子ども教室、学童クラブに関することを所管。

関係欄記号の意味

- 😊 : 子ども家庭課と関係が深い業務の説明 ⏪ : 子ども家庭課から関係課への協力
 ⏩ : 関係課から子ども家庭課への協力
 ♥ : 子ども家庭課と関係課が協同して実施していること

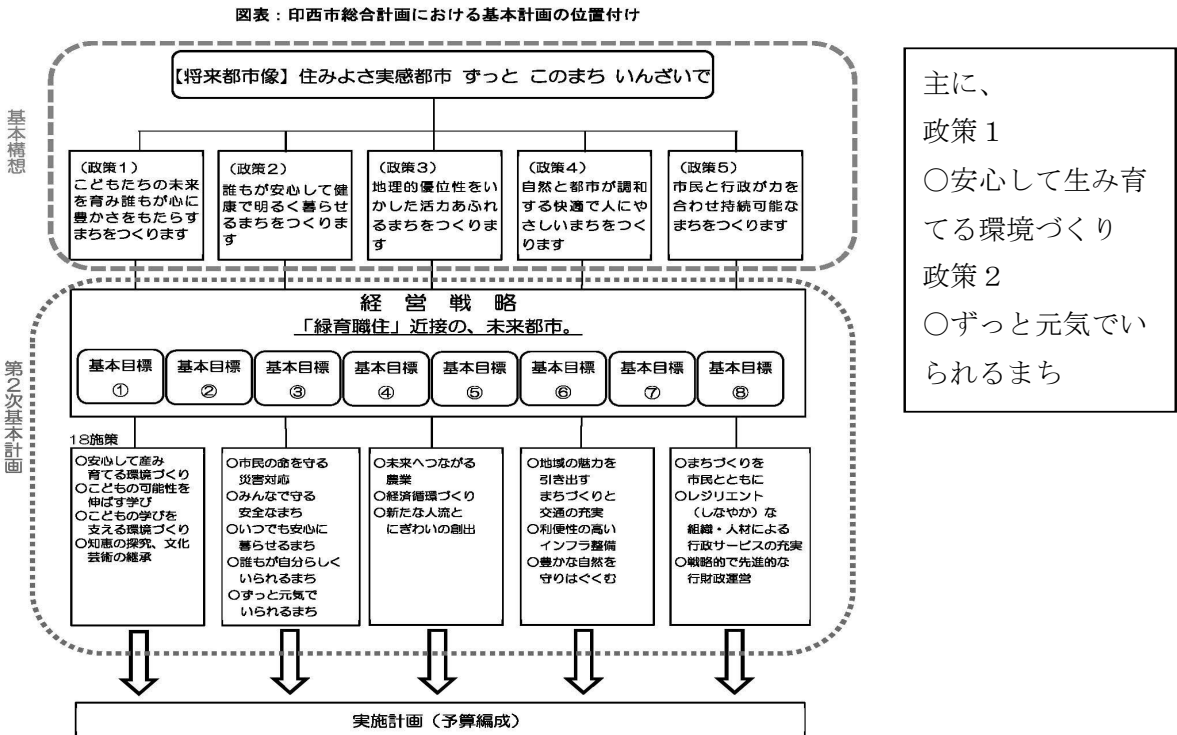
第2章 事業の主な関連計画での位置付け

1. 市の関連計画の体系図



2. 総合計画

計画期間 令和3年度～令和12年度



3. 印西市こども計画

計画期間	令和7年度～令和11年度
関係法令	子ども・子育て支援法、次世代育成支援対策推進法、こども基本法（こども大綱を勘案）、子ども・若者育成支援推進法、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律

基本理念	未来をともに創る すべてのこどもが健やかに幸せに育つまち いんざい
施策の体系	

※網掛部の施策の展開に子ども家庭課事業が位置づけられています。

分野	基本目標	施策の展開
① ライフステージ別の支援	1 成長に応じて切れ目なく支援する	1 こどもの誕生前から幼児期
		2 学童期・思春期・青年期
② ライフステージを通じた支援	2 すべてのこどもの幸せな成長を支援する	1 多様な遊び・体験、活躍できる機会づくり
		2 困難な状況にあるこどもや家庭への支援
		3 こどもの権利を守る取り組み
		4 こどもの安全を守る取り組み
③ 子育て当事者にやさしい社会	3 こどもの育ちを社会全体で支える	1 子育て・教育に関する経済的負担の軽減
		2 地域子育て支援と家庭教育支援
		3 共働き、共育での推進とひとり親家庭への支援
④ 子ども・子育て環境の整備	4 安心して子育てできる環境をつくる	1 教育・保育の提供区域と提供施設
		2 教育・保育の量の見込みと確保対策
		3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制
		4 その他の基本的な取り組み

4. 第3次健康いんざい21～健康増進計画・食育推進計画・歯と口腔の健口プラン～

計画期間	令和7年度～令和18年度
関係法令	健康増進法、食育基本法、歯科口腔保健の推進に関する基本的事項（第2次）（歯・口腔の健康づくりプラン）

基本理念	めざす健康 大切な食 よい歯いきいき みんなが笑顔
------	---------------------------

施策体系

※全ての分野において、妊産婦、乳幼児期を中心に取り組みます。

計画	分野	施策の方向性
健康増進計画	1 身体活動・運動	1-1 日常生活における身体活動の促進
		1-2 運動の習慣化
	2 たばこ・アルコール	2-1 禁煙・受動喫煙防止
		2-2 適正な飲酒
	3 こころの健康	3-1 こころの健康づくり
		3-2 睡眠の質の向上
	4 健康管理と生活習慣病予防	4-1 定期的な健康チェック
		4-2 生活習慣の改善
食育推進計画	5 健康づくりと地域のつながり	5-1 自然に健康になれる環境づくり
		5-2 人や地域、関係者の結びつきの強化（ソーシャルキャピタル）
	6 健康的な食生活	6-1 規則正しく栄養バランスのよい食事の実践
	7 野菜の摂取	7-1 野菜摂取の促進
		7-2 地産地消の推進
	8 豊かな食生活	8-1 食を大切にする心の育成
		8-2 食育推進体制の強化
歯と口腔の健康プラン	9 むし歯と歯周疾患	9-1 むし歯、歯周疾患の予防
	10 口腔機能	10-1 口腔機能の維持

第3章 事業概要

1. 予算事業概要

03 民生費 03 児童福祉費 01 児童福祉総務費

【子育てヘルプサービス事業】（子ども包括支援係）

一時的に家事、育児等の支援が必要な世帯に、子育てヘルパーを派遣することにより、保護者と児童等の生活の安定を図りゆとりある子育てを支援する。

特定財源：子育てヘルプサービス利用者負担金（1時間当たり600円）

※生活保護世帯減免措置あり。

【子育て短期支援事業に要する経費】（子ども包括支援係）

保護者の疾病等の理由により、家庭において一時的に養育が困難となった場合等に、施設又は里親において養育を行うことにより、児童及び家庭の福祉の向上を図る。

特定財源：児童福祉費補助金（国・県各1/3）

子ども・子育て支援交付金

子育て短期支援利用者負担金（委託料の1/2）

※生活保護世帯・非課税世帯減免措置あり。

【こども家庭センター（児童福祉機能）事業】（児童相談係）

※「子ども家庭総合支援拠点事業」から名称変更。

こどもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、相談対応、調査、訪問等による継続的な相談援助を行う。

子育て家庭の不安や悩みの解消に向け、相談体制の整備充実に努める。

児童虐待防止の啓発及び関係機関との連携による早期発見・早期対応に努める。

特定財源：①児童福祉費補助金（国1/3・県1/3）

子ども・子育て支援交付金（子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業）

②児童福祉費補助金（国1/3・県1/2）

子ども・子育て支援交付金（親子関係形成支援事業）

【子育て世帯訪問支援事業に要する経費】（児童相談係）

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て世帯、妊産婦、ヤングケアラー等がいる世帯の居宅を、家事等の支援を実施する者（訪問支援員）が訪問し、家事・子育て等の支援を実施する。

特定財源：児童福祉費補助金（国 1/3・県 1/2）

子ども・子育て支援交付金（子育て世帯訪問支援事業）

【産後ケア事業に要する経費】（子ども包括支援係）

産後ケアを必要とする産婦及びその乳児に対して、休養の機会を提供し、出産後の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、育児支援等の必要な支援を実施することにより、安心して子育てができる支援体制を確保する。

特定財源：児童福祉費補助金（国 1/2・県 1/4）

子ども・子育て支援交付金

【こども家庭センター事務に要する経費】（子ども包括支援係）

こども家庭センターの運用に係る諸経費。令和7年度より子ども家庭課が千葉ニュータウンの複合施設へ移設することに伴い、消耗品費等の諸経費が発生するもの。

特定財源：学生実習に係る費用

【母子生活支援施設及び助産施設入所に要する経費】（児童相談係）

配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子の、監護すべき児童の福祉に欠けるところがある場合に、これらの者を母子生活支援施設において保護する。

妊産婦が、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない場合に、助産施設において助産を行う。

特定財源：①児童福祉費負担金（国 1/2・県 1/4）

母子生活支援施設等入所費負担金

②児童福祉費負担金（入所者の負担金）

母子生活支援施設等入所者負担金

04 衛生費 01 保健衛生費 03 母子衛生費

【妊婦等包括支援事業】（子ども包括支援係）

全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう伴走型支援を充実し、多様なニーズに即した必要な支援を実施する。

特定財源：児童福祉費補助金（国・県各 1/3）

子ども・子育て支援交付金

妊婦のための支援交付金（国 1/10）

妊婦のための支援交付金

【幼児健康診査事業】（母子保健係）

母子保健法第 12 条の実施義務のある 1 歳 6 か月児健康診査、3 歳児健康診査を行う。

1 歳 6 か月児健康診査、3 歳児健康診査を実施し、成長・発達の状況を把握し、早期に病気や障害を発見し必要な支援につなげる。また、育児に関する相談に応じ、必要な情報を提供する。

特定財源：なし

【出産育児支援事業】（母子保健係）

母子保健法第 9 条の知識の普及、相談・支援、第 10 条の保健指導、第 13 条の市町村が任意に定める健診、第 14 条の栄養の摂取に関する援助に関する事業を実施する。

妊婦・乳児健康診査、産婦健康診査、新生児聴覚スクリーニング検査、多胎妊婦健康診査、低所得妊婦に対する初回産科受診費用助成、1 か月児健康診査、育児相談（こころ相談）、SNS 相談・プッシュ型支援（こまつな LINE, Instagram）、5 歳児相談、べいびー入門、（妊婦と家族向け教室）、離乳食教室、親子食育教室、おいでヨ！（育児不安の強い保護者や発達上の問題の不明確な児のための経過観察教室）、当事者グループ支援、災害時助産活動訓練

特定財源：母子保健衛生費国庫補助金

母子保健医療対策総合支援事業補助金（国 1/2）

事業参加者負担金

【プレコンセプションケア事業】（母子保健係）

若年層から、健康で自分らしく充実した生活が送れるようにプレコンセプションケア事業を推進する。

思春期保健、若年期の健康を中心としたライフプランに関する周知啓発
不妊や不育症などで悩む人の相談や治療費の助成

特定財源：母子保健衛生費国庫補助金

母子保健医療対策総合支援事業補助金

（国 2/3 推進するため補助率の引き上げ実施中）

【こども子育て歯科保健事業】（母子保健係）

主に妊産婦、乳幼児、就学前までの子供と保護者を対象とした歯科保健事業を実施することにより、市民が健康で質の高い生活を営む基盤となる生涯を通じた歯科保健の実現を図る。

特定財源：保健衛生費国庫補助金

医療施設運営費等補助金（国 1/2、基準額内で補助）

2. 詳細事業一覧

児童相談係

係	事務分掌	予算事業	詳細事業
児童相談係	児童虐待防止に関する こと	こども家庭セン ター(児童福祉機 能)事業	児童虐待防止
			ヤングケアラーへの支援
	親子関係形成支援事業		
	家庭児童相談		
	家庭児童相談に関する こと	子育て世帯訪問支援に 関すること	子育て世帯訪問 支援事業に要する 経費
助産施設及び母子生活 支援施設への入所に 関すること	母子生活支援施 設及び助産施設 入所に要する経費	助産施設及び母子生活支援施設入所事業	

子ども包括支援係

係	事務分掌	予算事業	詳細事業
子ども包括支援係	妊婦等包括支援事業に 関すること	妊産婦等包括支援 事業	妊娠届出・母子健康手帳交付時面接
			ぽこあぽこ(アンケート発送・回収・データまとめ・面談等)
			新生児・妊産婦訪問指導業務
			子ども・子育て交付金
			妊婦のための支援給付
			サポートプランの作成
	子育てヘルプサービス事 業に関すること	子育てヘルプサー ビス事業	利用者の申請・決定・利用状況等の確認(LINEシステム管理)
			各事業所への委託業務
	子育て短期支援事業に 関すること	子育て短期支援事 業に要する経費	利用者の申請・決定
			乳児院・里親への利用調整
	産後ケア事業に 関すること	産後ケア事業に 要する経費	利用者の申請・決定
			各事業所への利用調整
	その他包括的な支援に 関すること	子ども家庭セン ターに要する経費	周産期連絡会
			印西市助産師連絡会
			拠点事業・他課等連携・調整
			養育支援訪問事業
			子ども家庭センターの運用に関する事務

母子保健係

係	事務分掌	予算事業	詳細事業	
母子保健係	母子の健康診査に関する こと	幼児健康診査事業 ※2歳児歯科健康診査 についてはこども子育て 歯科保健事業	1歳6か月健康診査 3歳児健康診査 2歳児歯科健康診査 専門職による事後指導	
	母子の保健指導に関する こと	出産育児支援事業	5歳児相談 こころ相談(乳児相談) 児童館等での相談事業(はぐくみ相談) 健康育児相談(来所、電話相談) SNSを活用した妊娠子育て支援事業 べいびー入門 当事者グループ支援(多胎・口唇口蓋裂) 離乳食教室 おいでヨ！(集団での育児支援事業) 就学時健康診断歯科健康教育、就学時健康診断栄養健康教育	
	母子の健康相談に関する こと		プレコンセプションケア事業	プレコンセプションケア
	母子の健康教育に関する こと		こども子育て 歯科保 健事業	妊婦歯科健康診査 学校歯科保健指導 保育園等歯科健康教育
	母子の歯科口腔に関する こと		出産育児支援事業	親子食育教室 出前講座・依頼教育(依頼教育は母子の健康教育に関することにも該当)
	母子の食育推進に関する こと			中央駅前児童館、そうふけ児童館、滝野子育て支援センター、い んば児童館、子どもふれあいセンター(総合福祉センター内)の5 エリアでの地区活動
	地区活動に関すること (地区診断に基づく地区活動や 担当地区の個別支援)			災害時の助産対策 妊婦・乳児健康診査 産婦健康診査 新生児聴覚スクリーニング検査 1か月児健康診査 多胎妊婦健康診査費用助成 低所得の妊婦に対する初回産科受診費用助成
	その他母子保健に関する こと			不育症治療費助成事業 妊活健診支援事業
			プレコンセプションケア事業	

3. 重点目標

令和8年度については、以下の点を重点目標として取り組む。

(1) 災害時保健活動（周産期中心）訓練の実施【強化・拡充】

令和6年1月に、「みらいウィメンズクリニック」及び「千葉県助産師会」と災害時等の助産協定を締結した。これを契機として、実際の発災時に支援の手がスムーズに届く体制を構築するため、関係者の合同訓練を実施することにし、第1回目として、妊産婦・新生児対応を中心とした訓練を行う。

(2) ヤングケアラーへの支援【強化・拡充】

支援を必要とするヤングケアラーを早期に把握し、個別具体的な支援につなげるために、地域の実情に応じた方法により実態調査を定期的の実施し、把握・発見したヤングケアラーを適切な支援につなげていく。

(3) 産後ケア事業の体制強化【強化・拡充】

短期入所施設への委託料の増額、支援の必要性の高い産婦に対する加算の新設を通して、利用が拡大するよう受け入れ体制を強化していく。また、産後ケア事業の内容の充実を図るため、通所や居宅訪問事業などの委託料の増額や委託施設の増加に向けた調査を検討していく。

(4) 子育て支援に重点を置いた健診・相談事業の実施【強化・拡充】

相談事業として困る前につながるができるよう「LINE 相談（こまつなLINE）」や児童館等で気軽な相談ができる「はぐくみ相談」、乳児期の困りごとに予約制でゆったりとした雰囲気での相談できる「ころころ相談」など、市民の多様なニーズに合わせた相談事業を引き続き展開する。

5歳児相談では、心理師の相談に加え、言語聴覚士の相談を開始する。

3歳児健康診査では、検査室に聴覚検査機器を設置する。

(5) 口腔機能の発達を促す取り組みの実施【強化・拡充】

年齢相応の口腔機能の発達が未熟なため口唇閉鎖が不十分な状態や発音が不明瞭な児が健診や相談の場で見受けられることから、離乳食を通じた舌の動きの獲得の周知、幼児健康診査時に吹き戻しを利用して口腔機能の発達を促すなど、各種事業で各職種が多角的にアプローチする取組を行う。

(6) プレコンセプションケア事業【強化・拡充】

性別を問わず、適切な時期に、性や健康に関する正しい知識を持ち、妊娠・出産を含めたライフデザイン（将来設計）や健康を考えて健康管理を行う取り組みを実施する。

【思春期保健】

- ・教諭、養護教諭等との合同研修会（講演・意見交換）を実施し、早熟な子への個別の対応技術を向上させるとともに学校・母子保健の連携体制を構築する。（新規）
- ・性に関する教育の内容の見直しを図る。

【プレコンセプションケアの周知啓発】

- ・ライフデザインの観点をもち、性や妊娠に関する正しい知識を身に付け健康管理を行うことを周知啓発する。高校生大学生用、婚姻届出者用の啓発リーフレットを作成する。（新規）

【不妊・不育症治療の相談や費用助成】

- ・相談体制（ファーストコンタクト）の整備を行う。（新規）
- ・不育症治療費助成事業の実施、拡大を検討する。
- ・不妊症治療費の市単独助成について検討する。
- ・千葉県単独事業である妊活健診支援事業への参加（新規・補正対応）

(7) 健康診査市単独助成の準備【新規】

妊婦健康診査では、妊娠中の母体と赤ちゃんの健康状態を確認し、病気の早期発見や発育の異常を把握することを目的に、14回分の受診券を配布しているが、医師の判断により、契約検査項目以外の検査を実施しているため、受診券を使用しても自費で支払う部分が出ている。

そのため、「妊娠の過程を知ることで母性父性を育み、安心して妊娠期を過ごすための検査」について市単独助成での実施に向け昨年度に引き続き検討し、制度設計及び令和9年度の実施に向けた準備を行う。

(8) 父親のメンタルヘルス対策【強化・拡充】

父親の育児参加に伴う父親のメンタルヘルスについて、令和7年度に実施したEPDSアンケートから高得点者が多くいる状況であることがわかったため、項目を増やしての引き続きの調査を行うとともに、べいびー入門（妊婦と家族の教室）での産後うつ予防啓発や赤ちゃん訪問時の助産師による状況確認を実施する。

2. 子ども包括支援係

妊娠届および母子健康手帳の交付

ぽこあぽこアンケートおよび面談ぽこあぽこ

妊婦のための支援給付

子育て応援ガイド

妊婦訪問

乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは助産師電話）

乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）

子育て短期支援事業

養育支援訪問事業

子育てヘルプサービス事業

産後ケア事業

印西市助産師連絡会

ケースワークその他相談に関すること（他課調整・サポートプラン）

事業名	妊娠届および母子健康手帳の交付						
目的	母子保健法第 1 5 条の規定により、妊娠を届け出た方を的確に把握し、これによって、同法第 1 6 条の規定により、母子健康手帳を交付し、必要な保健指導や健康診査を行い、母子保健の正しい知識の周知を徹底させる。 母子健康手帳を交付することにより、妊娠、出産、育児に関する記録を一貫して行い、保健指導の基礎資料とする。						
法令等根拠	母子保健法第 1 5 条、 1 6 条						
対象者	妊娠届出提出者	年間想定人数	8 0 0 人				
会場	コスモスパレットパレットⅡ 2階	期間・回数	通年				
スタッフ	保健師、助産師、看護師						
実施方法・内容	予約制（予約システム利用）により、個別面接で以下の内容を行う。 ・妊娠届出の受理、母子健康手帳の交付、妊娠・出産・育児に関する情報提供 ・妊婦のための支援給付金（1回目）の説明および申請受理 ・保健指導と健康教育						
評価視点	ストラクチャー（構造）	・スタッフの確保 ・面談技術の向上	プロセス（過程）	・計画に沿った事業の進行			
	アウトプット（事業実施量）	・妊娠届出者数 ・面談実施数	アウトカム（成果）	・周産期に必要な情報を得ることができる			
前年度からの改善点	母子健康手帳交付の面談時、多言語交付シートを活用し、外国籍の妊婦に対応する。						
実績概要と推移							
		R2	R3	R4	R5	R6	R7
妊娠届出数（転入妊婦数）		948（97）	943（119）	972（111）	879（76）	804（74）	742（61）
母子健康手帳の交付	多胎を含む発行数（妊婦数）	862（851）	836（824）	872（861）	814（803）	740（730）	691（681）
	（再掲）初妊婦数	292	249	259	289	262	235

事業名	ぽこあぽこアンケート及び面談ぽこあぽこ					
目的	核家族化が進み地域のつながりも希薄となる中で、孤立感や不安感を抱く妊婦・子育て家庭も少なくないことから、すべての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう様々なニーズに即した支援につなぐ伴走型の相談支援と経済的支援を効果的に組み合わせる。					
法令等根拠	児童福祉法第6条の3第22項					
対象者	妊娠7～8か月頃にぽこあぽこアンケートを送付した妊婦	年間想定人数	900人			
会場	コスモスパレットパレットⅡ2階 児童館、子育て支援センター、子育てルーム	期間・回数	アンケート送付：月1回 面談：随時			
スタッフ	助産師、保健師、保育士					
実施方法・内容	妊娠7～8か月頃にぽこあぽこアンケートを送付し、希望者には助産師や保健師等と面談を実施。また、市が支援を必要と判断した妊婦については、面談や電話相談等を実施。相談内容により、子育て支援課と連携して児童館・子育て支援センター、子育てルームにて保育士等による面談を実施。					
評価視点	ストラクチャー（構造）	・スタッフの確保 ・資質向上	プロセス（過程）	・計画に沿った事業の進行		
	アウトプット（事業実施量）	・アンケート回答率 ・支援実施率	アウトカム（成果）	・相談先を知ることができる（支援実施率）		
前年度からの改善点	子育て支援課を含めた関係機関と連携し、安心して出産・子育てができるよう伴走型の相談支援の充実に努める。					
実績概要と推移						
	R2	R3	R4	R5	R6	R7
アンケート送付者数(人)	—	—	—	897	708	691
アンケート回答者数(人)	—	—	—	754	613	604※3
アンケート回答率（％）	—	—	—	84.1	86.5	87.4
支援実施者数(人)※1	—	—	—	181	152	172
支援実施率（％）※2	—	—	—	85.8	89.9	77.1

※1…アンケート回答者のうち相談（面談、電話）を実施した者（令和7年度は令和8年3月末までに実施した者）

※2…アンケート回答結果にて支援方針が面談または電話の者のうち相談（面談、電話）を実施した者の割合（令和7年度は令和8年3月末までに実施した者の割合）
令和8年度に相談実施予定の9名は含めず

※3…アンケート送付者のうち回答結果を令和8年3月末までに受付した者

事業名	妊婦のための支援給付					
目的	妊娠届出時の面談実施後に5万円（1回目）、乳児家庭全戸訪問での面談実施後に5万円（2回目）を支給し、妊娠期から出産期における経済的負担の軽減を図る。					
法令等根拠	子ども・子育て支援法第10条の2及び第10条の8					
対象者	○妊婦のための支援給付（1回目） （妊婦一人につき5万円） 令和7年4月1日以降市に妊娠届出書を提出した人又は他市区町村で母子手帳を交付されたのち転入された人。 ○妊婦のための支援給付（2回目） （妊娠していた胎児一人につき5万円） 令和7年4月1日以降に出産（流産・死産を含む）をした人。			年間想定 人数	妊婦のための支援給付 （1回目） 1,000人 妊婦のための支援給付 （2回目） 1,000人	
会場	—			期間・回数	通年	
スタッフ	事務職員					
実施方法・内容	妊娠届出時の面談実施後に5万円（1回目）、乳児家庭全戸訪問での面談実施後に5万円（2回目）を支給し、妊娠期から出産期における経済的負担の軽減を図る。					
評価視点	ストラクチャー （構造）	・RPA、AI-OCRの導入		プロセス （過程）	・事業を通じた個別通知	
	アウトプット （事業実施量）	・対象者全員への給付 ・支払い実績		アウトカム （成果）	・希望者は給付を受けることができる	
前年度からの改善点	利用者へお渡しするご案内書類に、詳しい申請期限を記載するように変更。それに伴い、未申請者への第一回リマインドは申請書をお渡ししてからおおそ半年後に行う。					
実績概要と推移 ※申請書を提出し、支給決定した人数（単位：人）						
	R2	R3	R4	R5	R6	R7
妊婦のための支援給付（1回目）	—	—	—	—	—	653
妊婦のための支援給付（2回目）	—	—	—	—	—	692

事業名	子育て応援ガイド					
目的	印西市において、妊産婦や子育て家庭が安心して、出産や子育てができるように支援していくための伴走型の相談支援と経済的支援を掲載し、一体型のガイドブックを通して様々なニーズに対応していく。					
法令等根拠	-					
対象者	妊産婦および養育者		年間想定人数	2, 0 0 0 人		
会場	-		期間・回数	随時		
スタッフ	助産師・保健師・（管理）栄養士・歯科衛生士・保育士					
活用方法等	母子健康手帳交付時及びこんにちは赤ちゃん訪問時のセルフプラン作成時利用。児童館、子育て支援センター、子育て支援課、子ども家庭課等窓口にて配付。					
評価視点	ストラクチャー（構造）	・ 需要に応じた資料の配布		プロセス（過程）	・ 面談等を通じた配布	
	アウトプット（事業実施量）	・ 配布数の実績		アウトカム（成果）	・ 配布数の実績	
前年度からの改善点	活用しやすい冊子形式の「いんざい子育て応援ガイド」として継続する。					
実績概要と推移（単位：部）						
	R2	R3	R4	R5	R6	R7
配布数	—	—	—	2, 500	2, 500	2, 500

事業名	妊婦訪問					
目的	妊娠届出面接などの結果や医療機関などからの情報提供により把握した特定妊婦や養育支援が必要な家庭に対し、助産師または保健師が必要な助言や支援を行い、虐待予防の視点で母子共に安全な出産につなぐ。					
法令等根拠	児童福祉法第6条					
対象者	特定妊婦、社会的ハイリスク妊婦、その他支援を希望する妊婦	年間想定人数	15人			
会場	各家庭	期間・回数	特定妊婦選定会議 年12回 支援希望者へは随時			
スタッフ	保健師、助産師					
実施方法 ・内容	妊婦の家庭状況や産後の養育についての確認、必要な支援 特定妊婦選定会議の開催					
評価視点	ストラクチャー (構造)	・スタッフの確保 ・関係機関との連携	プロセス (過程)	・特定妊婦選定会議の開催 ・子ども家庭課内の情報の共有と連携		
	アウトプット (事業実施量)	・特定妊婦とハイリスク妊婦への支援内容、回数	アウトカム (成果)	・虐待予防		
前年度からの改善点	妊娠中に状況が変化した場合、緊急で選定会議を開き、支援区分の変更や支援の方向性の決定を行う。					
実績概要と推移						
	R2	R3	R4	R5	R6	R7
特定妊婦・要フォロー妊婦(人)	—	—	—	—	9	10
特定妊婦選定会議回数(回)	—	—	—	—	12	12
フォロー件数(件)	—	—	—	—	9	10

事業名	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは助産師電話）					
目的	こんにちは赤ちゃん訪問が円滑に行われるための前段階的伴走支援役割として、生後4か月までの新生児や乳児のいる全ての産婦や養育者に電話相談をすることにより、産婦の妊娠期から分娩期の状況、産婦の心身の状況、産婦や養育者の育児状況、新生児や乳児の哺乳状況などの把握や助言を行う。また、妊婦のための支援給付の案内も行う。					
法令等根拠	母子保健法第11条、児童福祉法第6条					
対象者	生後4か月までの児を持つ産婦 及び養育者		年間想定 人数	1,500人		
会場	コスモスパレットパレットⅡ 2階		期間・回数	期間：出生後1週間～最長4 か月まで 回数：1回/産婦（つながる まで）		
スタッフ	助産師(直営及び委託)					
実施方法 ・内容	・産婦の妊娠期から分娩期の状況、心身の状態、授乳状況、産婦や養育者の育児状況、 その他育児相談、保健指導 ・新生児・乳児の哺乳状況、排尿排便状況の把握					
評価視点	ストラクチャー (構造)	・スタッフの確保 ・資質向上	プロセス (過程)	・出生状況に合わせた 事業の進行		
	アウトプット (事業実施量)	・電話相談の実施者数	アウトカム (成果)	・心配や不安を相談できる 場を知る ・スムーズに赤ちゃん訪問 を受けることができる		
前年度からの 改善点	電子申請内容見直し等によりスピーディーな情報収集に努め、早期対応・支援提供を目 指す。					
実績概要と推移						
	R2	R3	R4	R5 ※1	R6	R7 ※2
産婦(人)	—	—	—	868	785	733
(内延人員)	—	—	—	900	802	740
新生児・乳児 (人)	—	—	—	879	794	739
(内延人員)	—	—	—	911	811	746
電話相談 (延人員)	—	—	—	1,811	1,613	1,486

※1 R5年度より事業化

※2 R7.4.1から～R8.3.31までに電話した人

事業名	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）					
目的	母子保健法第 1 1 条に規定される新生児の訪問指導並びに児童福祉法第 6 条に規定される乳児家庭全戸訪問事業として、生後 4 か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う。					
法令等根拠	母子保健法第 1 1 条、児童福祉法第 6 条					
対象者	生後 4 か月までの新生児、乳児、産婦及び養育者		年間想定人数	7 5 0 人		
会場	各家庭・コスモスパレットパレットⅡ 2 階親子相談室		期間・回数	期間：こんにちは助産師電話後～生後 4 か月位まで 回数：1 回（必要に応じ再訪問）		
スタッフ	助産師・保健師(直営及び委託)					
実施方法・内容	・ 児の身体計測や発育発達の確認、産婦の健康状態の確認、その他育児相談、保健指導 ・ 産後うつのスクリーニングとして「エジンバラ産後うつ自己評価表」を使用 ・ 妊婦のための支援給付金（2 回目）の説明および申請受理					
評価視点	ストラクチャー（構造）	・ スタッフの確保・資質向上		プロセス（過程）	・ 要領に沿った事業の進行	
	アウトプット（事業実施量）	・ 訪問実施数 ・ 訪問実施率		アウトカム（成果）	・ 安心して養育できる ・ 子育て情報を得られる	
前年度からの改善点	訪問時の記録用紙について、国の意向や流れに沿って記載できるよう変更した。					
実績概要と推移（単位：人）						
	R2	R3	R4	R5	R6	R7
出生数	860	900	913	872	790	730

3. 母子保健係

1 歳 6 か月児健康診査
3 歳児健康診査
2 歳児歯科健康診査
専門職による事後指導
5 歳児相談
ころころ相談（乳児相談）
児童館での相談事業（はぐくみ相談）
健康育児相談（来所、電話相談）
SNS を活用した妊娠子育て支援事業
べいびー入門
当事者グループ支援（多胎・口唇口蓋裂）
離乳食教室
おいでヨ！（集団での育児支援事業）
就学時健康診断歯科健康教育、就学時健康診断栄養健康教育
プレコンセプションケア
妊婦歯科健康診査
学校歯科保健指導
保育園等歯科健康教育
親子食育教室
出前講座・依頼教育
地区活動に関すること
災害時の助産対策
妊婦・乳児健康診査
産婦健康診査
新生児聴覚スクリーニング検査
1 か月児健康診査
多胎妊婦健康診査費用助成事業
低所得の妊婦に対する初回産科受診費用助成事業
不育症治療費助成事業
妊活健診支援事業

事業名	1歳6か月児健康診査					
目的	・満1歳6か月を超え、満2歳に達しない幼児に対し健康診査を実施し、運動機能、視聴覚等の障害、精神発達の遅滞等の障害を持った幼児を早期に発見し、適切な指導を行う。 ・生活習慣の確立、う蝕の予防、栄養、その他育児に関する指導を行い、幼児の健康の保持及び増進を図る。 ・虐待の予防及び早期発見に資する。					
法令等根拠	母子保健法第12条（法定健診）					
対象者	満1歳6か月を超え、満2歳に達しない幼児（満1歳6か月が対象になるように通知）	年間想定人数	1,200人			
会場	コスモスパレット パレットⅡ 委託歯科医療機関（歯科健診）	期間・回数	年間44回 通年			
スタッフ	小児科医師（報酬）、保健師、助産師、看護師、栄養士、歯科衛生士、事務職（職員、会計年度任用職員）、歯科医療機関（委託）					
実施方法・内容	【集団健診】 事前カンファレンス、受付、身体計測（身長・体重）、内科診察（精密検査紹介状発行）、問診、相談（親子相談・生活相談・栄養相談・歯科相談）、事後カンファレンス 【個別健診（歯科健診のみ）】 健診、フッ化物歯面塗布（希望者）					
評価視点	ストラクチャー （構造）	・対象者に見合った実施回数 の設定 ・スタッフの確保、資質向上	プロセス （過程）	計画に沿った事業の進行		
	アウトプット （事業実施量）	・健診実施率 ・歯科健診実施率	アウトカム （成果）	・未受診者の状況把握 ・精密検査受診率 ・経過観察者等の支援実施率 ・健やか親子評価項目の状況		
前年度からの改善点	気持ちよく健診を受けてもらえるように健診の郵送資料を「受診にあたってのお願い」から「受診にあたっての確認」へ変更する。健診に来所された際の持ち物の忘れ物が多いことから、体調の確認と共に持ち物リストや注意事項を掲載する。Instagramに1歳6か月健診の流れや注意事項を理解してもらえるように掲載を工夫する。健診後のフォローとして、訪問を増やし状況に合わせたフォローをしていく。健診受診率が向上するように、整形外科や企業と連携した健診内容を検討していく。栄養相談は、R7年度に多かったミルク・母乳、肥満やコップ、共食、食具等の指導内容の統一を図り、指導の質向上へつなげていく。健診票の問診項目はR7年度と同様に引き続き活用し、食事に対しての不安や悩みの軽減を図る。歯科健診はフッ化物歯面塗布実施率が90%を超え、フッ化物の有効性が周知されている。今後も日常での口腔ケアに加え、さらに効果的にむし歯予防を行えるよう環境を整えていく。また、未受診者に対し毎月受診勧奨を行い、適切な時期での歯科健診受診を促す。					
実績概要と推移						
	R2	R3	R4	R5	R6	R7
実施回数(回)	35	45	41	42	35	48
対象者数(人)	959	1,414	1,178	1,115	953	1,175
受診者数(人)	802	1,260	1,090	1,063	905	1,113
受診率(%)	83.6	89.1	92.5	95.3	95.0	94.7
歯科健診受診者数(人)	812	786	918	943	779	821
歯科健診受診率(%)※	84.7	62.2	84.2	88.7	86.1	73.8

※歯科健診の対象者数は健診受診者数

※※健康いんざい21評価項目

事業名	3歳児健康診査					
目的	・満3歳を超え、満4歳に達しない幼児に対し総合的な健康診査を実施し、その結果に基づき適切な指導及び措置を行う。 ・生活習慣の確立、う蝕の予防、栄養、その他育児に関する指導を行い、幼児の健康の保持及び増進を図る。 ・虐待の予防及び早期発見に資する。					
法令等根拠	母子保健法第12条（法定健診）					
対象者	満3歳を超え、満4歳に達しない幼児（満3歳5か月～7か月が対象になるように通知）	年間想定人数	1, 170人			
会場	コスモスパレット パレットⅡ 委託歯科医療機関（歯科健診）	期間・回数	年間48回 通年			
スタッフ	小児科医師（報酬）、保健師、看護師、栄養士、歯科衛生士、言語聴覚士、視能訓練士、事務職（職員、会計年度任用職員）、歯科医療機関（委託）					
実施方法・内容	【集団健診】 事前カンファレンス、受付、眼科（屈折・眼位）検査、尿検査、身体計測（身長・体重）、内科健診、問診、相談（生活相談・栄養相談・歯科相談・ことばの相談）、事後カンファレンス 集団健診とは別日日程で視力検査二次検査実施（24回） 【個別健診（歯科健診のみ）】 健診、フッ化物歯面塗布（希望者）					
評価視点	ストラクチャー（構造）	・対象者に見合った実施回数 の設定 ・スタッフの確保、資質向上	プロセス（過程）	計画に沿った事業の進行		
	アウトプット（事業実施量）	・健診実施率 ・歯科健診実施率	アウトカム（成果）	・未受診者の状況把握 ・精密検査受診率 ・経過観察者等の支援実施率 ・健やか親子評価項目の状況		
前年度からの改善点	聴力検査については、防音室となっている検査室に聴力検査機器を備え付けすることで、言語や聴力に関する相談を言語聴覚士が「ことばの相談」として迅速に対応をしていく。 栄養相談は、R7年度相談の多かった肥満や咀嚼の指導内容についてスタッフ間の聞き取りや助言内容に差異が出ないように研修等を行い、指導の質向上へつなげていく。 健診票の問診項目はR7年度同様引き続き活用し、食事に対しての不安や悩みの軽減を図る。 歯科健診は、歯科医院にて行う個別方式を継続する。フッ化物歯面塗布実施率が90%を超え、フッ化物の有効性が周知されてきている。今後も日常での口腔ケアに加え、さらに効果的にむし歯予防を行えるよう環境を整えていく。また、未受診者に対し毎月受診勧奨を行い、適切な時期での歯科健診受診を促す。					
実績概要と推移						
	R2	R3	R4	R5	R6	R7
実施回数(回)	38	51	39	51	43	48
対象者数(人)	1,030	1,637	1,235	1,431	1,240	1,121
受診者数(人)	844	1439	1,108	1,364	1,178	1,061
受診率(%)	81.9	87.9	89.7	95.3	95.0	94.6
歯科健診受診者数(人)	844	825	885	994	880	778
歯科健診受診率(%)※	81.9	57.3	79.9	72.9	74.7	73.3

※歯科健診の対象者数は健診受診者数

※健康いんざい21評価項目

事業名	2 歳児歯科健診					
目的	1 歳 6 か月児健康診査から 3 歳児健康診査までの間となる 2 歳児の時点において歯科健診を実施することにより、むし歯の予防および進行を未然に防ぐ。					
法令等根拠	母子保健法第 1 3 条					
対象者	2 歳 6 か月児 (3 歳未満)	年間想定人数	1, 0 0 0 人			
会場	委託歯科医療機関 (歯科健診)	期間・回数	通年			
スタッフ	歯科医療機関 (委託)					
実施方法・内容	委託歯科医療機関における個別歯科健診 健診、フッ化物歯面塗布 (希望者)					
評価視点	ストラクチャー (構造)	対象者に見合った医療機関の設定	プロセス (過程)	計画に沿った事業の進行		
	アウトプット (事業実施量)	歯科健診実施率	アウトカム (成果)	未受診者の状況把握		
前年度からの改善点	受診票の主訴に対する対応の有無を把握し、相談・指導の必要がある者に対しては事後対応に努めた。今後も幼少期からの口腔衛生管理の必要性を呼びかけるために、受診票の送付とともに日常生活における口腔ケアに関する情報提供や知識の普及に努める。未受診者に対し受診勧奨はがきを毎月送付し、受診率の向上を図る。					
実績概要と推移						
	単位 (人)					
	R2	R3	R4	R5	R6	R7
対象者数	1, 162	1, 156	1, 203	1, 206	1, 108	1, 065
受診者数	784	890	931	951	900	866
受診率 (%)	67.5	77.0	77.4	78.9	81.2	81.3
罹患率 (%)	6.0	2.4	1.0	1.4	2.9	2.3

事業名		専門職による事後指導					
目的		①専門職（保健師、栄養士、歯科衛生士）による相談 各種幼児健診や経過確認等に合わせて児の不安等に対し、アドバイスをを行い、保護者の不安軽減や子どもの健全な育成を支援する。 ②子育て相談 子育てや発達に関する相談、アドバイスをを行い、保護者の不安軽減や子どもの発達を促す。 ③ことばの相談 聴力や言語発達に関する相談を実施し、必要なアドバイスを行う。 ④すくすく相談 運動発達を評価し、相談、助言をして発達を促す。					
法令等根拠		母子保健法第9条（知識の普及）、第10条（保健指導）、第14条（栄養の摂取に関する援助）、歯科口腔保健法（歯科口腔保健の推進に関する法律）					
対象者		①、②、③幼児とその保護者 ④乳幼児等とその保護者		年間想定 人数	—		
会場		コスモスパレット パレットⅡ		期間・回数	①年間45回 ②年間40回 ③年間48回 ④年間24回		
スタッフ		①保健師、栄養士、歯科衛生士、②臨床心理士、③言語聴覚士、④理学療法士					
実施方法・内容		①生活・育児相談、栄養相談、歯科相談 ②子育てや発達に関する相談 ③聴力や言語発達に関することばの相談 ④運動発達や歩き方に関する相談					
評価視点		ストラクチャー（構造）	・対象者に見合った実施回数 の設定 ・スタッフの確保、資質向上		プロセス（過程）	計画に沿った事業の進行	
		アウトプット（事業実施量）	相談実施者数		アウトカム（成果）	経過観察者等の支援実施状況	
前年度からの改善点		保護者や家族が抱えている育児不安・育児困難感へ早期介入や予防的支援を引き続き行う。 R8年度は運動発達に不安がある子どもへのすくすく相談は、日常生活や子育ての状況を踏まえ、子ども一人ひとりの特性に合わせた早期支援ができるよう子ども発達センターおひさまへ直接つなぐ形で連携を強化していく。					
実績概要と推移（単位：件(延)）							
相談者数		R2	R3	R4	R5	R6	R7
電話相談	保健師	570	234	291	426	390	903
	栄養士	263	285	144	56	69	37
	歯科衛生士	229	414	378	16	18	2
面接相談	保健師		31	62	73	97	13
	栄養士	—	8	27	0	1	1
	歯科衛生士	—	0	0	0	1	0
子育て相談		—	102	122	134	109	125
ことばの相談		—	—	—	—	—	141
すくすく相談		71	55	62	51	40	21

事業名	5 歳児相談					
目的	幼児の言語の理解能力や社会性が高まり、発達障害が認知される時期である年度中に満 5 歳になる幼児（年中学年）を対象にその他育児に関する指導を行い、幼児の健康の保持及び増進を図る。 ・ SDQにより保護者が子どもの育ちを確認し、特性を知ることによって就学に向けた子どもとの関わり方を考える機会とする。 ・ 子どもが抱える課題や困難さを保護者と確認し、適切な支援につなげる。					
法令等根拠	母子保健法 第 9 条及び第 1 0 条					
対象者	年度中に満 5 歳になる幼児（年中学年）	年間想定人数	1, 3 0 0 人			
会場	コスモスパレット パレットⅡ	期間・回数	年間 6 0 日			
スタッフ	保健師、心理士、言語聴覚士					
実施方法・内容	年度中に満 5 歳になる幼児（年中学年）に対して、「子どもの強さと困難さアンケート（SDQ）（以下「SDQという」。）の実施や心理士による相談を通じてこどもの特性を早期に発見し、特性に合わせた適切な支援を行う。 【個別面接（希望者）】 事前カンファレンス、問診、相談（心理士・保健師、言語聴覚士による相談）、簡易的な発達検査、事後カンファレンス					
評価視点	ストラクチャー（構造）	・ 対象者に見合った実施回数の設定 ・ スタッフの確保、資質向上	プロセス（過程）	計画に沿った事業の進行		
	アウトプット（事業実施量）	・ 相談件数、内容 ・ 就学相談へつなげた人数 ・ 子ども発達センターへつなげた人数	アウトカム（成果）	・ 状況把握 ・ 経過観察者等の支援実施状況		
前年度からの改善点	R 7 年度は 5 歳児相談の活用を促すため幼稚園・保育園等へ幅広く周知を行った。5 歳児相談時だけでは対象児の問題点を把握することが難しい場合もあるため、R 8 年度も子ども発達センターおひさまと連携できるよう努める。 就学前にこどもの発達特性を早期発見し、適切な支援へつなげる機会となり、引き続き教育委員会との連携を行っていく。5 歳児相談の在り方についても集団の様子を把握できるような方法を検討していく。					
実績概要と推移						
	R2	R3	R4	R5	R6	R7
対象者数(人)	—	—	—	—	1, 313	1, 248
相談希望者数※(人)	—	—	—	—	53	169
相談希望率(%)	—	—	—	—	4. 0%	13. 5%

※令和7年度の5歳児相談の日程を予約している支援対象者含む

事業名	こころ相談（乳児相談）					
目的	満1歳未満の乳児を対象に、保護者の主訴にそった育児相談を行うことにより、保護者の育児不安の軽減に努める。 児の発育・発達の確認、事故予防、離乳食の進め方などの保健指導を行うことにより、乳児の健康の保持及び増進を図る。 健やか親子21（第2次）による乳幼児健康診査必須問診項目を活用し、保護者の育児不安の把握・軽減に努めていく。					
法令等根拠	母子保健法 第9条及び第10条					
対象者	満1歳未満の乳児	年間想定人数	120人			
会場	コスモスパレット パレットⅡ	期間・回数	年間24回(月2回)通年			
スタッフ	保健師、助産師、看護師、栄養士、歯科衛生士					
実施方法・内容	【個別相談】 事前カンファレンス、受付、身体計測（身長・体重）、相談（育児相談・生活相談・栄養相談・歯科相談）、事後カンファレンス					
評価視点	ストラクチャー（構造）	・対象者に見合った実施回数の設定 ・スタッフの確保、資質向上	プロセス（過程）	計画に沿った事業の進行		
	アウトプット（事業実施量）	相談件数、相談内容	アウトカム（成果）	・経過観察者等の支援実施状況 ・健やか親子評価項目の状況		
前年度からの改善点	対象を1歳未満とし、引き続き赤ちゃん訪問や3～6か月児健康診査の発育などフォロー、健やか親子21アンケートで訴えの多い保護者等個々に合わせた相談ができる場として事業を運営していく。離乳食の相談希望が多くあることから、栄養士の相談枠を増やしていく。					
実績概要と推移						
	R2	R3	R4	R5	R6	R7
実施回数(回)	51	82	78	77	52	21
対象者数(人)	619	974	957	957	790	820
来所者数(人)	488	795	803	785	462	87
来所率（％）	78.8	81.6	83.9	82.0	58.4	10.6

事業名	児童館等での相談事業（はぐくみ相談）					
目的	児童館や子育て支援センターに来所した保護者が、気軽に育児相談ができる体制を整え、保護者の不安軽減や子どもの食習慣の健全な育成を支援する。					
法令等根拠	母子保健法第9条（知識の普及）、第10条（保健指導）、第14条（栄養の摂取に関する援助）、歯科口腔保健法（歯科口腔保健の推進に関する法律）					
対象者	乳幼児とその保護者			年間定員 人数	年間250人程度	
会場	いんば児童館 中央駅前児童館 子どもふれあいセンター そうふけ児童館 滝野子育て支援センター			期間・回数	42回 通年	
スタッフ	保健師・助産師・栄養士・歯科衛生士					
実施方法 ・内容	生活・育児相談 栄養相談 歯科相談					
評価視点	ストラクチャー （構造）	・対象者に見合った実施 回数の設定 ・スタッフの確保、資質 向上		プロセス （過程）	計画に沿った事業の進行	
	アウトプット （事業実施量）	実施回数、相談件数、相談内 容		アウトカム （成果）	相談内容別件数	
前年度からの 改善点	午前中の相談件数が多いことから、そうふけ児童館・いんば児童館は2か月に1回の1日相談から、毎月午前だけの相談に変更となった。子どもふれあいセンターは相談者数が多いことから、年3回から年6回の実施とした。遊び場であるという点も踏まえ、気軽な相談を主とし、サポートが引き続き必要だと申し出のあった保護者には後日対応とするような仕組みづくりを行っていく。					
実績概要と推移						
【保健師・助産師相談】				単位：組（回）		
	R2	R3	R4	R5	R6	R7
中央駅前 児童館	—	—	—	—	—	40（6）
そうふけ 児童館	—	—	—	—	—	20（6）
いんば 児童館	—	—	—	—	—	19（6）
滝野子育て 支援センター	—	—	—	—	—	15（5）
子どもふれあ いセンター	—	—	—	—	—	15（3）
【栄養相談】						
	R2	R3	R4	R5	R6	R7
中央駅前 児童館	—	—	—	—	18（5）	55（6）
そうふけ 児童館	—	—	—	—	34（6）	33（6）
いんば 児童館	—	—	—	—	6（3）	22（6）
滝野子育て 支援センター	—	—	—	—	15（5）	31（6）
子どもふれあ いセンター	—	—	—	—	—	16（3）

【歯科相談】

	R2	R3	R4	R5	R6	R7
中央駅前 児童館	—	24 (2)	108 (9)	57 (5)	42 (5)	42 (6)
そうふけ 児童館	—			88 (6)	37 (5)	28 (6)
いんば 児童館	—			29 (6)	6 (2)	35 (6)
滝野子育て 支援センター	—			68 (5)	20 (3)	35 (6)
子どもふれあ いセンター	—			—	—	16 (3)

※R3は依頼歯科健康教育と合わせてモデル実施

※R7より単位を人に変更して集計。

事業名	健康育児相談（随時の来所・電話相談）					
目的	乳幼児の発育・発達及び育児、保護者（妊婦含む）の健康に対する相談を行い、児の健康の保持及び増進を図るとともに、保護者の健康の増進及び不安の解消を図る。					
法令等根拠	母子保健法第9条第2項・第10条・第14条					
対象者	乳幼児とその保護者（妊婦を含む）		年間想定人数	面接 50件、電話 500件		
会場	コスモスパレット パレットⅡ（こども家庭センター）		期間・回数	随時		
スタッフ	保健師、助産師、栄養士、歯科衛生士					
実施方法・内容	①来所健康相談：こども家庭センターに来所した者に対する相談 ②電話相談：こども家庭センターに電話をかけてきた者に対する相談					
評価視点	ストラクチャー（構造）	スタッフの確保、資質向上		プロセス（過程）	計画に沿った事業の進行	
	アウトプット（事業実施量）	相談件数		アウトカム（成果）	相談内容別件数	
前年度からの改善点	R8年度も引き続き、こども家庭センターが利用されるよう周知を徹底する。また、多職種が連携して迅速かつ適切な助言が提供できるよう、体制の整備を進める。					
実績概要と推移						
【①来所健康相談（随時）】（単位：人）						
	R2		R3		R4	
	実	延	実	延	実	延
妊婦	1	1	2	2	4	4
産婦	3	3	18	20	25	33
新生児	0	0	2	2	4	4
乳児	28	36	31	32	28	36
幼児	56	69	16	19	10	11
合計	88	109	69	75	71	88
	R5		R6		R7	
	実	延	実	延	実	延
妊婦	12	12	6	9	4	19
産婦	9	11	1	4	9	16
新生児	0	0	2	2	2	2
乳児	18	19	11	13	20	33
幼児	11	14	23	29	45	65
合計	50	56	43	57	80	135
【②電話相談（随時）】（単位：人）						
	R2		R3		R4	
	実	延	実	延	実	延
妊婦	10	10	38	46	50	64
産婦	93	118	106	141	107	164
新生児	4	5	3	4	4	9
乳児	166	223	142	249	157	212
幼児	83	249	76	109	48	93
合計	356	605	365	549	366	542
	R5		R6		R7	
	実	延	実	延	実	延
妊婦	52	66	39	60	20	41
産婦	44	72	38	68	45	103
新生児	9	10	6	7	9	12
乳児	123	156	68	112	124	211
幼児	101	146	98	151	315	446
合計	329	450	249	398	513	813

事業名	SNSを活用した妊娠子育て支援事業					
目的	支援が必要な妊婦や子ども、その家庭に対し、ソーシャルネットワークサービスを利用し「困る前につながる・つなげる」ことで、大きな困りごとや重大事案に発展することを予防する。					
法令等根拠	母子保健法第9条（知識の普及）、第10条（保健指導）、第14条（栄養の摂取に関する援助）、歯科口腔保健法（歯科口腔保健の推進に関する法律）					
対象者	妊産婦を含む就学前の子どもを持つ家庭	年間定員 人数	LINE友だち登録900人			
会場	-	期間・回数	通年			
スタッフ	保健師・助産師・看護師・栄養士・歯科衛生士					
実施方法 ・内容	①妊娠子育て相談「こまつな」LINE LINEによる個別相談 ②プッシュ型支援「印西市子ども家庭課Instagram」 Instagramを用いた情報発信					
評価視点	ストラクチャー （構造）	スタッフの確保、資質向上	プロセス （過程）	計画に沿った事業の進行		
	アウトプット （事業実施量）	・LINEの友だち登録数 ・Instagram投稿数	アウトカム （成果）	・LINEによるアカウント満足度評価 ・相談内容別件数		
前年度からの 改善点	①妊娠子育て相談「こまつな」LINE 24時間365日いつでもメッセージを送ることができる利点を生かし、妊娠期から周知し登録を促す。メッセージの返信はできるだけ迅速な対応を心掛け、個別相談の入り口として機能させていく。 ②プッシュ型支援「こまつなInstagram」 R7年度は、幼児健診の内容周知や、離乳食、事業案内など投稿数を増やした。R8年度は、投稿数を増やすとともにさらにアカウントの周知に努め、視覚的な情報を発信することで市民が必要な情報をキャッチしやすくなるよう工夫していく。					
実績概要と推移						
	R2	R3	R4	R5	R6	R7
LINE友だち登録数	-	-	-	318	714	997
LINE相談件数	-	-	-	74	208	276
Instagram投稿数	-	-	-	-	8	21

事業名	べいびー入門			
目的	出産を迎える妊婦とその家族を対象に、妊娠・出産・育児に対する正しい知識の習得と不安の軽減を図る。 教室を利用し、母子とともに父親も健やかな生活を送れるよう支援する。また、妊産婦・父親同士のつながりができるよう場の提供をする。			
法令等根拠	母子保健法第9条（知識の普及）、第10条（保健指導）、第14条（栄養の摂取に関する援助）、歯科口腔保健法（歯科口腔保健の推進に関する法律）			
対象者	出産を迎える妊婦とその家族	年間想定人数	①各20組（年120組） ②各10組（年120組） ③各20人	
会場	コスモスパレット パレットⅡ	期間・回数	①年間6回 ②年間12回 ③年間6回	
スタッフ	保健師、助産師、栄養士、歯科衛生士（職員、会計年度任用職員）			
実施方法・内容	①歯科栄養編 歯科衛生士、管理栄養士による講話、グループワーク ②プレ育児編 助産師による講話、先輩パパママによる体験談、育児実習（調乳、おむつ替え等） ③リフレッシュ編 助産師による骨盤・姿勢についての講話と実技、出産や育児に関する情報交換、児童館見学			
評価視点	ストラクチャー（構造）	・対象者に見合った実施回数 の 設定 ・スタッフの確保、資質向上	プロセス（過程）	計画に沿った事業の進行
	アウトプット（事業実施量）	・参加者数 ・定員に対する参加率	アウトカム（成果）	参加者アンケートによる満足度等の評価
前年度からの改善点	父親の妊娠・出産・育児への参加を促すため、プレママクラスからべいびー入門、まんぼ★ぽあからリフレッシュ編と名称変更した。 参加者数の波があることから、申し込み枠の解放方法を変更し、R7年度まではコースごとの解放としていたところを、R8年度は通年解放とし、母子健康手帳交付時にその場で好きな時期の教室を申し込めるようにした。また、参加者数に余裕があることから、育児編同様に初産婦限定としていた歯科栄養編の申し込みを経産婦も申し込み可能とした。育児編では、「父親のメンタルヘルス」として取り組みを始めた父親へのエジンバラチェックリストのアンケート結果をデータ化し、課題を洗い出しすることで支援に繋げていく。			
実績概要と推移（延べ）			（単位：人）	

実績概要と推移（延べ）

（単位：人）

プレママクラス（歯科栄養編）※R8から「べいびー入門」に名称変更

	R2	R3	R4	R5	R6	R7
妊婦	53	82	77	69	51	48
夫(その家族含む)	30	46	31	37	28	17

プレママクラス(育児編) ※R8から「べいびー入門」に名称変更

	R2	R3	R4	R5	R6	R7
妊婦	70	124	112	146	118	98
夫(その他の家族含む)	69	117	109	142	116	89

まんぼ★ぽあ ※R8から「べいびー入門リフレッシュ編」に名称変更

	R2	R3	R4	R5	R6	R7
参加者数	—	—	—	※26	25	26

※令和5年度は市民活動団体協同事業

事業名	当事者グループ支援					
目的	①中央駅前児童館事業「双子ちゃん三つ子ちゃん集まれ」 多胎児妊娠や育児は、母親の負担が大きくハイリスクとなる。同じ境遇にある母 同士の交流の場に妊娠期からつなげることで、出産や育児のイメージ形成を促し、安心 して育児に取り組めるよう支援する。 ②「ミートの会」 口唇口蓋裂の児は成長に合わせた治療や支援が必要であるため、同じ境遇にある保護 者同士が交流することで、情報交換や相談の機会を持つことができ、安心して育児及び 治療を行うことができるよう、対象者への会の紹介や運営の支援をする。					
法令等根拠	母子保健法第9条第2項					
対象者	①多胎妊婦、多胎児とその家族 ②口唇口蓋裂の児及びその家族		年間想定 人数	①10組 ②1回あたり10組の親子		
会場	①中央駅前児童館 ②コスモスパレット パレットⅡ 3階プレイルーム		期間・回数	①月1回 ②年2回程（不定期）		
スタッフ	①保健師、助産師、看護師 ②保健師					
実施方法 ・内容	①母子健康手帳発行時に多胎妊婦には事業を紹介し、参加希望者がいたら児童館に 連絡してスムーズに参加者の輪に入れるように支援する。（児童館事業では、日 程のみ組んでいて参加者同士の交流を見守っている。） ②・口唇口蓋児の保護者同士での情報交換 ・専門職による発達相談及び育児相談					
評価視点	ストラクチャー （構造）	・対象者に見合った実施回 数の設定 ・スタッフの確保		プロセス （過程）	計画に沿った事業の進行	
	アウトプット （事業実施量）	実施時期、回数		アウトカム （成果）	開催状況や開催希望	
前年度からの 改善点	①児童館事業には多胎児事業を開催していたが、働く多胎妊婦の増加や駐車場が遠いこ ことから参加者はいなかった。引き続き母子健康手帳交付時に事業を紹介し、妊娠中から 児童館とのつながりを持ち、参加者がスムーズに輪に入れるよう支援していく。 ②R7年度と同様保護者の希望を確認し、R8年度も2回の開催ができるように時期を 調整していく。					
実績概要と推移（単位：人）						
多胎児支援	R2	R3	R4	R5	R6	R7
紹介した人数	—	—	—	—	—	10
実際に参加し た人数	—	—	—	—	—	0
ミートの会	R2	R2	R3	R4	R6	R7
開催回数(回)	0	0	0	0	1	2

事業名	離乳食教室					
目的	乳児を持つ保護者に対し、段階に応じた離乳食や歯に対する知識の普及、不安の軽減、問題の解決に努める。					
法令等根拠	母子保健法第9条（知識の普及）、第10条（保健指導）、第14条（栄養の摂取に関する援助）、歯科口腔保健法（歯科口腔保健の推進に関する法律）					
対象者	①オンライン教室 離乳食前期（5～7か月） ②もぐもぐ教室（参集型） 離乳食中期（6～8か月） ③かみかみ教室（参集型） 離乳食後期・完了期（9～12か月） ※月齢は目安		年間定員 人数		① 120人 （20人×6回） ② 144人 （12人×2クール×6回） ③ 72人 （12人×6回）	
会場	①ZOOM（配信はコスモスパレットから） ②③コスモスパレット パレット I		期間・回数		①6回（偶数月） ②③6回（奇数月）	
スタッフ	栄養士、歯科衛生士（職員、会計年度任用職員）					
実施方法・内容	【①オンライン教室】ZOOMにてオンライン開催 ・栄養士の講話 ・歯科衛生士の講話 ・質問コーナー 【②もぐもぐ教室】コスモスパレット I への参集開催 ・栄養士の講話 ・歯科衛生士の講話 ・離乳食調理デモンストレーション ・離乳食試食(保護者のみ) ・座談会 【③かみかみ教室】コスモスパレット I への参集開催 ・栄養士の講話 ・歯科衛生士の講話 ・離乳食調理デモンストレーション ・離乳食試食(保護者のみ) ・個別相談(希望者のみ)					
評価視点	ストラクチャー （構造）	・対象者に見合った実施回数 の設定 ・スタッフの確保、資質向上		プロセス （過程）	計画に沿った事業の進行	
	アウトプット （事業実施量）	・参加者数 ・定員に対する参加率		アウトカム （成果）	・参加者アンケートによる満 足度等の評価 ・相談内容別件数	
前年度からの 改善点	R7年度からもぐもぐ教室で個別相談を行わず、参加者同士の座談会という形式にしたため、個別でも相談したかったという声もあった。R8年度は、座談会による参加者同士の交流の良さが伝わるような工夫をしていく。また、もぐもぐ教室での個別相談の対応が難しいため、はぐくみ相談やLINE相談など、個別相談が可能な事業も案内していくことにする。 R7年度は、教室により申込み開始月が異なったことで、申込み数に差が見られた。R8年度は、申込開始月の工夫を行い、参加者の増加に努める。					
実績概要と推移（単位：人）						
	R2	R3	R4	R5	R6	R7
オンライン教室 参加者数	—	53	89	73	90	57
もぐもぐ教室 参加者数	118（※）	171（※）	152（※）	141（※）	48	77
かみかみ教室 参加者数					39	41

※令和2～5年は個別相談として実施

事業名	おいでヨ！					
目的	子どもの発育や関わり方・対応に不安を感じ、悩んでいる保護者へ、スタッフと共に親子で自由に遊ぶ時間を共有しながら、子どもの成長変化を見守る。また、保護者同士の交流・情報交換を意図的に促し、子育て中の保護者が感じやすい孤立感の解消を目指す。 各幼児健診にて経過観察が必要と判断した親子をサポートする場として活用し、子どもの発達・成長の変化を親と共に観察し、必要時には子ども発達センター等専門療育が可能な機関に、スムーズに移行できるようにサポートする。					
法令等根拠	母子保健法第9条及び第10条					
対象者	1歳6か月児健診受診後から幼稚園就園頃までの児と保護者		年間想定人数	10組		
会場	コスモスパレット　パレットⅡ 3階プレイルーム		期間・回数	月2回		
スタッフ	保健師、看護師					
実施方法・内容	周知方法 1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査、地区活動等にて育児不安の多い保護者や発達上の問題が不明確な児として経過観察対象となった人へ事業を紹介する。 実施内容 スタッフと共に親子で自由に遊ぶ時間を共有しながら、子どもの成長変化を見守る。また、他の親子の対応・スタッフとのやり取りを見聞きする中で、自分自身の子育ての問題解決につながるよう、学び・考える場とする。併せて、保護者同士の交流・情報交換を意図的に促し、子育て中の保護者が感じやすい孤立感の解消を目指す。必要時には子ども発達センター等専門療育が可能な機関に、スムーズに移行できるようにサポートする。 10：00～12：00の間での自由来館とする。					
評価視点	ストラクチャー（構造）	スタッフの確保・資質向上		プロセス（過程）	計画に沿った事業の進行	
	アウトプット（事業実施量）	参加者数		アウトカム（成果）	保護者の育児不安の減少（アンケート）	
前年度からの改善点	育児不安を抱える保護者に対して引き続き案内していく。案内した保護者の参加がなかった場合には、電話にて保護者の様子を確認し、来所を促していく。児の発達状況や保護者の育児不安状況によっては子育て相談や子ども発達センターへつないでいくよう支援していく。					
実績概要と推移						
	R2	R3	R4	R5	R6	R7
紹介した親子数（組）	-	-	-	-	-	51
参加親子延数（組）	-	-	-	-	-	10

事業名	就学時健康診断歯科健康教育、就学時健康診断栄養健康教育					
目的	市内小学校の就学時健診の際に、第3次健康いんざい21の食育推進分野の行動計画の内容を踏まえて、調査結果や計画の周知、また望ましい食習慣や食品選択についての健康教育を通じて実践に結び付ける。歯科教育としては、保護者に対し第一大臼歯のむし歯を防ぎ、健全な永久歯列を守ることを重点とした歯科健康教育を実施し、より具体的な意識付けを行う。					
法令等根拠	第3次健康いんざい21、食育基本法 健康増進法、歯科口腔保健法（歯科口腔保健の推進に関する法律）					
対象者	5歳児の保護者	年間想定人数	1,330人			
会場	市内小学校	学校数	18校			
スタッフ	栄養士、歯科衛生士（職員）					
実施方法・内容	栄養健康教育 ・第3次健康いんざい21について（食育） ・子どもの食生活について ・印西市の健康状況について（歯科健康教育） ・第一大臼歯、仕上げ磨きの方法等について資料配布					
評価視点	ストラクチャー（構造）	対象者に見合った実施人数	プロセス（過程）	計画に沿った事業の進行		
	アウトプット（事業実施量）	実施学校数	アウトカム（成果）	資料配布実績		
前年度からの改善点	この時期に身につけたい食習慣や食生活について知識の普及啓発を行う。第3次健康いんざい21における食育推進分野の重点目標や市の現状などについても周知する。歯科健康教育では、小学校低学年における保護者による仕上げ磨きの必要性を引き続き周知し、家庭での正しい口腔衛生習慣の確立できるよう努める。					
実績概要と推移（単位：人）						
	R2	R3	R4	R5	R6	R7
教育人数	1,247	1,229	1,330	1,403	1,385	1,327
（単位：校）						
	R2	R3	R4	R5	R6	R7
学校数	18	18	18	18	18	18

事業名	プレコンセプションケア					
目的	性別を問わず、適切な時期に、性や健康に関する正しい知識を持ち、妊娠・出産を含めたライフデザイン（将来設計）や将来の健康を考えて健康管理を行えるよう、必要な教育や支援の推進をしていく。					
法令等根拠	成育基本法、成育基本法に基づく成育基本方針 母子保健法第22条および第24条の規定による					
対象者	思春期から青年・中年期		年間想定 人数	小中学校授業：2,300人程度		
会場	小中学校他		期間・回数	随時		
スタッフ	保健師、助産師、看護師、栄養士、歯科衛生士					
実施方法 ・内容	【思春期保健】 ・小中学校へ講師の派遣・性教育等の授業への協力・保護者からの思春期における相談への対応・各小中学校へ、沐浴人形、妊婦疑似体験ジャケットの貸し出し ・教職員（担任、養護教諭、保健体育教諭保健主事等、性に関する相談を受ける立場の教諭）と子ども家庭課職員の合同研修（医師による講義と事例検討）実施 【性や妊娠を含めた健康に関する正しい知識の普及】 学生（高校生・大学生）、婚姻届出者用リーフレットを作成する。HPによる市民全体への周知を行う。 【性や妊娠、不妊に悩む人への相談（ファーストコンタクト）】 ・相談体制の整備として、サポーター育成（助産師）を行い、R9年度からの実施に向けて実施方法等を検討していく。					
評価視点	ストラクチャー （構造）	・対象者に見合った実施回数 の設定 ・スタッフの確保、資質向上		プロセス （過程）	計画に沿った事業の進行	
	アウトプット （事業実施量）	・参加者数 ・関係機関との協議回数		アウトカム （成果）	・体制整備の確立進度 ・参加者アンケートによる満足度等の評価	
前年度からの 改善点	【思春期保健】 R7年度に引き続き、教育委員会、養護教諭部会と連携を図りながら、小学6年生、中学3年生に対し、助産師等による生と性に関する講話を実施し、自分自身や他者を大切にすることや妊娠、性感染症等について学ぶ。当課からの同行は指導課と検討していく。 思春期保健研修会について、早熟な児童生徒への個別の対応として、関係機関の連携を深め、担当者の相談技術を高めるため、R8年度は教職員と子ども家庭課職員の合同研修を開催する。 【性や妊娠を含めた健康に関する正しい知識の普及】 ホームページやリーフレット等で認知を高める啓蒙啓発を実施していく。					
実績概要と推移（校）						
	R2	R3	R4	R5	R6	R7
思春期教育 集団指導の 実施学校数	23	23	29	30	30	27

事業名	妊婦歯科健康診査					
目的	妊婦に対して歯科健診を実施し、母体や胎児に影響のあるむし歯や歯周疾患を含む口腔疾患の予防及び早期発見し、妊娠期の健康の保持及び増進を図る。					
法令等根拠	母子保健法第13条					
対象者	概ね妊娠6～8カ月（妊娠期は受診可）		年間想定 人数	500人		
会場	委託歯科医療機関		期間・回数	妊娠期間中1回		
スタッフ	歯科医療機関（委託）					
実施方法 ・内容	・印西市妊婦歯科健康診査受診券の発行 ・問診、口腔診査（現在歯、喪失歯の状況、歯周組織の状況、口腔清掃状態、その他の所見、治療必要度の有無）					
評価視点	ストラクチャー （構造）	・対象者に見合った実施回数 の設定 ・スタッフの確保、資質向上	プロセス （過程）	計画に沿った事業の進行		
	アウトプット （事業実施量）	歯科健診実施率	アウトカム （成果）	未受診者の状況把握		
前年度からの 改善点	受診勧奨を隔月で行い、受診率の向上に努める。					
実績概要と推移（単位：人）						
	R2	R3	R4	R5	R6	R7
対象者数	－	－	－	※1379	804	742
受診者数	－	－	－	307	325	324
受診率（％）	－	－	－	22.3	40.4	43.7
異常なし	－	－	－	39	34	25
要指導	－	－	－	156	124	101
要精検	－	－	－	112	167	198

※令和4年7月までに母子健康手帳を発行した週及500人分を含む

事業名	学校歯科保健指導					
目的	8 0 2 0 運動の推進及び口腔内疾患についての正しい知識の啓発、普及を図り、小中学校における歯科保健の充実を図る。					
法令等根拠	学校保健安全法、健康増進法、歯科口腔保健法（歯科口腔保健の推進に関する法律）					
対象者	小中学生		年間想定 人数	5, 0 0 0 人 小学生（4, 0 0 0 人） 中学生（1, 0 0 0 人）		
会場	依頼のあった小中学校		期間・回数	2 7 校 小学校（1 8 校） 中学校（9 校）		
スタッフ	歯科衛生士（職員）					
実施方法 ・内容	歯科講話、ブラッシング指導					
評価視点	ストラクチャー	・対象者に見合った実施回数 の設定 ・指導媒体の資質向上	プロセス	計画に沿った事業の進行		
	アウトプット	歯科指導実施率	アウトカム	歯科健診結果		
前年度からの 改善点	実技指導に時間を十分に確保することで生徒一人ひとりに適した対応することができるため、今後も指導課や学校歯科医、養護教諭と連携していく。また、必要に応じて指導媒体を改善して有意義な歯科指導になるよう努める。					
実績						
小学校	R2	R3	R4	R5	R6	R7
実施校 （校/回）	2校（2回）	12校（19回）	14校（20回）	14校（24回）	18校（35回）	17校（30回）
参加者数 （人）	245	1, 936	2, 235	3, 091	4, 223	3, 956
中学校	R2	R3	R4	R5	R6	R7
実施校 （校/回）	0校（0回）	6校（6回）	8校（8回）	8校（8回）	9校（9回）	8校（8回）
参加者数 （人）	0	792	1, 085	1, 015	1, 191	975

※R2、3はコロナのため実施数減

事業名	保育園・幼稚園等歯科保健指導					
目的	歯科健診や歯科指導を実施し、就学前に正しい生活習慣を身につけることにより、児の健やかな口腔を育成する。また、児童館などの子育て支援拠点に来所した児や保護者に対して啓発を行い、正しい口腔衛生の意識付けを図る。					
法令等根拠	健康増進法、歯科口腔保健法（歯科口腔保健の推進に関する法律）					
対象者	市内幼稚園・保育園等に通う園児 子育て支援拠点に来所した児とその保護者	年間想定 人数	1， 5 0 0 人程度			
会場	保育園、幼稚園、子ども発達センター、こども園、児童館・子育て支援センター	期間・回数	通年・依頼に応じて			
スタッフ	（歯科医師）、歯科衛生士（職員）					
実施方法 ・ 内容	・ 歯科健診 ・ 歯科講話 ・ ブラッシング指導					
評価視点	ストラクチャー （構造）	対象者に見合った実施人数	プロセス （過程）	計画に沿った事業の進行		
	アウトプット （事業実施量）	・ 参加者数 ・ 定員に対する参加率	アウトカム （成果）	相談内容別件数		
前年度からの 改善点	子どもたちが日常生活において口腔内に興味をもち、むし歯の知識の普及、また楽しみながらブラッシングを行えるように媒体や講話の内容を工夫する。また、各年代に応じた指導ができるよう、保育士や幼稚園教諭、歯科医師と連携を図っていく。					
実績概要と推移						
	R2	R3	R4	R5	R6	R7
回数（回）	0	21	27	49	54	28
人数（人）	0	1, 005	1, 250	1, 426	1, 719	899

※R2, 3はコロナのため実施数減

事業名	親子食育教室					
目的	「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、生涯にわたって健全な食生活を実践できるよう支援するため学童期から調理の機会を提供し、食への関心を向上させる。					
法令等根拠	食育基本法第17条及び第18条、成育基本法第5条、健康増進法					
対象者	小学校1年生、2年生の親子			年間想定人数	大人、子ども 計90人 (15組×3回)	
会場	コスモスパレット パレットⅠ			期間・回数	7月・8月に計3回開催	
スタッフ	栄養士（職員、会計年度任用職員）					
実施方法・内容	食育講話、調理実習、食事会					
評価視点	ストラクチャー（構造）	・対象者に見合った実施人数 ・スタッフの確保、資質向上		プロセス（過程）	計画に沿った事業の進行	
	アウトプット（事業実施量）	・参加者数 ・定員に対する参加率		アウトカム（成果）	参加者アンケートによる満足度等の評価	
前年度からの改善点	R6年度は参加希望者が多く、キャンセル待ちなども発生したが、R7年度は、定員数の拡大により、多くの希望者を受け入れることができた。しかし、アンケート結果から、夏休みの思い出や、教室参加時の楽しさのみで終了しているように思われたため、家庭でも継続しやすい食育になるように、調理実習内容を熟考して決めていく。					
実績概要と推移（単位：人）						
	R2	R3	R4	R5	R6	R7
参加者数※（親子合計）	-	-	-	-	30	86

※令和2～5年度は新型コロナウイルスの影響により、教室形式を中止し、動画配信を行った。

事業名	出前健康講座・依頼健康教育					
目的	疾病の予防や母子保健に関する正しい知識の普及を図るとともに、学童期の食生活や健康に意識づけをすることで、将来の生活習慣病の一次予防を推進する。地域支援を教育の場や、子育て支援施設と一体化して実施する。					
法令等根拠	第3次健康いんざい21、食育基本法、健康増進法					
対象者	出前健康講座：申込者(市民) 依頼健康教育：依頼者（施設の職員）と参加者(市民)		年間想定回数	出前健康講座：5回 依頼教育：5回		
会場	市民団体、市内施設等		年間想定人数	出前健康講座：50人 依頼教育：70人		
スタッフ	保健師、栄養士（職員）					
実施方法 ・内容	出前健康講座（栄養士） ・朝食、バランスの良い食事、野菜摂取量、間食、補食、箸の使い方について 依頼健康教育（保健師・栄養士） ・乳幼児をもつ保護者の悩みを軽減させる教育内容					
評価視点	ストラクチャー （構造）	対象者に見合った実施内容		プロセス （過程）	計画に沿った事業の進行	
	アウトプット （事業実施量）	実施回数		アウトカム （成果）	参加人数	
前年度からの改善点	家庭教育学級に出前講座を多く依頼してもらえるよう、チラシによる周知など周知方法の工夫を行っていく。また、教育内容の充実を図る。依頼健康教育においては、対象者に合わせた教育内容にし、悩みの改善、生活の質向上を図る。					
実績概要と推移						
①出前健康講座						
	R2	R3	R4	R5	R6	R7
講座回数(回)	0	0	0	1	4	1
教育人数(人)	0	0	0	11	54	12
②依頼健康教育						
	R2	R3	R4	R5	R6	R7
講座回数(回)	4	7	3	5	5	9
教育人数(人)	31	73	28	71	142	112

事業名	地区活動に関すること（地区診断、地区での保健サービスの提供）					
目的	地区における、健康相談、健康教育、訪問指導等の保健活動や統計情報を通じて、その地域に有効な保健関連施策の企画・立案・実施・評価、直接的な保健サービス等の提供、住民の主体的活動の支援、関係機関とのネットワークづくりを行う。					
法令等根拠	母子保健法第9条、第10条、第14条					
対象者	妊産婦、乳幼児とその家庭	年間想定人数	-			
会場	各地区（児童館・子育て支援センターを区分とし、5地区）	期間・回数	通年			
スタッフ	保健師、助産師、栄養士、歯科衛生士等（職員、会計年度任用職員）					
実施方法・内容	【地区診断・地区とのつながり】 ①地区に出向く保健活動のなかで潜在的な課題を見つける。 ②①の課題に関連する統計資料、地区の人的資源等についても考慮し、課題を明確化する。 ③課題へのアプローチ方法について、担当者や関係機関と調整し、事業化する。 【直接的な保健サービス】 地区の担当として健康・育児への身近な相談者として認識してもらい、訪問や児童館等の相談、教育等を通じて活動する。 ※事業としては既存の事業に落とし込んでいくものが多くなるが、上記の視点をもって活動する。 ※地区担当者間で共有しすすめていく。					
評価視点	ストラクチャー（構造）	・スタッフの確保、資質向上 ・担当者間の課題の共有、進行	プロセス（過程）	タイムリーに必要な支援を行う。		
	アウトプット（事業実施量）	・関係機関との情報交換回数 ・訪問、相談人数	アウトカム（成果）	地区活動の充実度		
前年度からの改善点	R8年度も引き続き、児童館などの施設職員と必要な情報を共有し連携を図ることで、より円滑な支援につなげていくことを目指す。また、各地区が抱える課題を共有し、解決に向けて取り組めるように今年度からは電話や面接による確認だけでなく、実際に訪問して対象児をより正確に把握できるよう支援体制を強化していく。必要な支援が適切なタイミングで必要な方に届くよう努めるとともに、各地区の特性を活かした取り組みを意識しながら、地域性を反映した活動を展開していく。					
各地区の地区活動						
地区名	そうふけ児童館エリア （高花・船尾・結縁寺・多々羅田・草深・原・西の原・東の原近隣）	いんば児童館エリア （旧印旛・旧本埜・牧の原近隣）	子どもふれあいセンターエリア （木下・大森・永治・木刈・小林）	滝野子育て支援センターエリア （東の原・牧の原近隣・滝野）	中央駅前児童館エリア （小倉台・戸神台・武西学園台近隣・内野・原山）	全体
R7の状況	人手が不足していたため、地区担当者を適切に配置できず、活動を行うことが困難な状況だった。					訪問件数 実 60件 延 102件

事業名	災害時の助産対策					
目的	R 5 年度（R 6 年 1 月 1 7 日）にみらいウィメンズクリニックと締結した「災害時等における助産を必要とする者の受入れ協定」、千葉県助産師会と締結した「災害時等における助産師による支援活動協力に関する協定」に基づき、妊産婦等の非難を想定し、適切な支援を行うために、関係機関と連携した訓練を実施する。					
法令等根拠	印西市地域防災計画個別計画（医療班計画）					
対象者	災害想定上の対象 妊産婦、乳幼児を中心とする被災者	年間想定 人数	-			
会場	コスモスパレット パレットⅡ	期間・回数	1 1 月頃			
スタッフ	印西市：子ども家庭課、健康増進課職員（医療班）、関係課職員 みらいウィメンズクリニック（医師、助産師、事務職員）、千葉県助産師会助産師、日本医科大学千葉北総病院（産科医師、救命救急（周産期リエゾン）医師、災害担当職員）					
実施方法 ・内容	大きなスケジュール 4～1 1 月 事前調整、関係課との調整、支援物資入れ替え 1 1 月期日未定 机上訓練 1 1～3 月 振り返り 実施内容 ・助産等支援物品の使用期限に関する入れ替え ・指定避難所における要配慮者トリアージ等の検討（防災課、教育班、福祉班、こども福祉班と進める） ・関係機関との支援方法に関する意見交換 ・机上訓練（課題を提示し、解決方法についてグループで協議する。フェーズや対象者の拡大をした課題提示をする。）					
評価視点	ストラクチャー （構造）	適切な訓練企画の設定	プロセス （過程）	計画に沿った事業の進行		
	アウトプット （事業実施量）	調整、意見交換の実施回数・参加機関数	アウトカム （成果）	災害時支援の認識が深まったか。連携方法の構築が進んだか		
前年度からの改善点	R 7 の実地訓練での課題解決に向けた検討。					
実績概要と推移						
	R2	R3	R4	R5	R6	R7
関係機関との打ち合わせ				2回	7回 （みらい3回、助産師会1回）	11回(延べ) （みらい3回、助産師会2回、日医大3回、保健所3回）
訓練の実施						1

事業名	妊婦・乳児健康診査					
目的	母子保健法第 1 3 条の規定により実施される妊婦・乳児健康診査の一層の徹底のため、妊婦・乳児健康診査に要する費用を助成することで受診の促進を図り、母子保健の向上につなげる。					
法令等根拠	母子保健法第 1 3 条、印西市妊婦健康診査実施要綱、印西市乳児健康診査実施要綱					
対象者	市の住民基本台帳に記録されている妊婦 市の住民基本台帳に記録されている乳児 (生後 3 ～ 6 か月および 9 ～ 1 1 か月)		年間想定 人数	妊婦 1 5 , 4 5 7 人 乳児 1 , 6 1 4 人		
会場	健診実施医療機関		期間・回数	妊婦健康診査 1 4 回 乳児健康診査 2 回		
スタッフ	医療機関(委託)					
実施方法 ・内容	妊娠届出時に母子健康手帳別冊(妊婦・乳児健康診査受診票)を交付し、妊婦健康診査・乳児健康診査の受診勧奨を行う。また、妊婦・乳児健康診査実施医療機関との委託契約や償還払いによって受診費用を一部助成する。					
評価視点	ストラクチャー (構造)	医療機関との委託契約締結		プロセス (過程)	計画に沿った事業の進行	
	アウトプット (事業実施量)	健診受診者数		アウトカム (成果)	委託・償還件数実績	
前年度からの 改善点	R 7 年度から引き続き、妊娠届出時に妊婦健康診査の受診勧奨を行う。 妊婦健康診査の市単独助成の R 9 年度からの実施に向けて、現状や近隣市町村の状況を調査し、医師の助言を得ながら制度設計を行う。					
実績概要と推移 (単位：人)						
	R2	R3	R4	R5	R6	R7
健診受診者数 (延べ)	妊婦 11, 135 乳児 1, 842	9, 559 1, 896	10, 554 1, 766	10, 346 1, 719	9, 302 1, 670	8, 635 1, 435

事業名	産婦健康診査					
目的	母子保健法第 13 条の規定により実施される産婦健康診査の一層の徹底のため、産婦健康診査に要する費用を助成することで受診の促進を図り、早期に適切な支援を行うことで産後うつ病の予防や新生児への虐待予防につなげる。					
法令等根拠	母子保健法第 13 条、印西市産婦健康診査実施要綱					
対象者	市の住民基本台帳に記録されている産婦	年間想定 人数	1, 552 人			
会場	健診実施医療機関	期間・回数	産後 2 週間 1 回 産後 1 か月 1 回			
スタッフ	医療機関(委託)					
実施方法 ・ 内容	妊娠届出時に産婦健康診査受診票を交付し、産婦健康診査の受診勧奨を行う。また、産婦健康診査実施医療機関との委託契約や償還払いによって受診費用を一部助成する。					
評価視点	ストラクチャー (構造)	医療機関との委託契約締結	プロセス (過程)	計画に沿った事業の進行		
	アウトプット (事業実施量)	健診受診者数	アウトカム (成果)	委託・償還件数実績		
前年度からの 改善点	R 7 年度から引き続き、妊娠届出時に産婦健康診査の受診勧奨を行う。					
実績概要と推移 (単位：人)						
	R2	R3	R4	R5	R6	R7
健診受診者数 (延べ)	-	1, 220	1, 329	1, 333	1, 252	1, 188

事業名	新生児聴覚スクリーニング検査					
目的	母子保健法第13条の規定により実施される新生児聴覚スクリーニング検査の一層の徹底のため、聴覚検査に要する費用を助成することで受診の促進を図り、聴覚障害の早期発見、適切な措置につなげる。					
法令等根拠	母子保健法第13条、印西市新生児聴覚スクリーニング検査実施要綱					
対象者	市の住民基本台帳に記録されている妊婦が出産した生後50日以内の児または市の住民基本台帳に記録されている生後50日以内の児	年間想定人数	844人			
会場	検査実施医療機関	期間・回数	1回			
スタッフ	医療機関(委託)					
実施方法・内容	妊娠届出時に母子健康手帳別冊（新生児聴覚スクリーニング検査受診票）を交付し、新生児聴覚スクリーニング検査の受診勧奨を行う。また、新生児聴覚スクリーニング検査実施医療機関との委託契約や償還払いによって検査費用を一部助成する。					
評価視点	ストラクチャー（構造）	医療機関との委託契約締結	プロセス（過程）	計画に沿った事業の進行		
	アウトプット（事業実施量）	健診受診者数	アウトカム（成果）	委託・償還件数実績		
前年度からの改善点	R7年度から引き続き、妊娠届出時に新生児聴覚スクリーニング検査の受診勧奨を行う。					
実績概要と推移（単位：人）						
	R2	R3	R4	R5	R6	R7
健診受診者数（延べ）	－	748	876	818	745	686

事業名	1 か月児健康診査					
目的	母子保健法第 13 条の規定により実施される 1 か月児健康診査の一層の徹底のため、1 か月児健康診査に要する費用を助成することで受診の促進を図り、乳児の保健管理の向上につなげる。					
法令等根拠	母子保健法第 13 条、行政施策「母子保健医療対策総合支援事業」該当					
対象者	市に住民登録がある生後 28 日以上 6 週未満の乳児	年間想定人数	884 人			
会場	健診実施医療機関	期間・回数	1 回			
スタッフ	医療機関(委託)					
実施方法・内容	妊娠届出時に 1 か月児健康診査受診票を交付し、1 か月児健康診査の受診勧奨を行う。また、1 か月児健康診査実施医療機関との委託契約や償還払いによって受診費用を一部助成する。					
評価視点	ストラクチャー(構造)	医療機関との委託契約締結	プロセス(過程)	計画に沿った事業の進行		
	アウトプット(事業実施量)	健診受診者数	アウトカム(成果)	委託・償還件数実績		
前年度からの改善点	R7 年度から引き続き、妊娠届出時に 1 か月児健康診査の受診勧奨を行う。					
実績概要と推移						
	R2	R3	R4	R5	R6	R7
健診受診者数(延べ)	-	-	-	-	-	612

事業名	多胎妊婦健康診査助成事業					
目的	多胎児を妊娠した妊婦が、標準的な妊婦健診の間に追加で受診した妊婦健康診査に要する費用の一部を助成することにより、多胎妊婦の経済的負担の軽減を図る。					
法令等根拠	母子保健法第13条、行政施策「母子保健医療対策総合支援事業」該当、印西市多胎妊婦健康診査費用助成実施要綱					
対象者	母子健康手帳の交付を受けた多胎妊婦で、追加健康診査を受診する日において市の住民基本台帳に記録されている者	年間想定人数	8人			
会場	コスモスパレット パレットⅡ	期間・回数	通年			
スタッフ	事務職員					
実施方法・内容	対象者が受診した追加の妊婦健康診査に要した費用の一部を助成する。 (1回あたり上限5,000円、1人につき5回まで)					
評価視点	ストラクチャー (構造)	事業の周知	プロセス (過程)	計画に沿った事業の進行		
	アウトプット (事業実施量)	助成決定者数	アウトカム (成果)	助成件数実績		
前年度からの改善点	R7年度から引き続き、妊娠届出時に多胎妊婦に対し事業の案内を行う。また、医療機関に対し案内チラシを配布し、事業の周知を行う。					
実績概要と推移 (単位：件)						
	R2	R3	R4	R5	R6	R7
助成決定数	-	-	0	0	1	0

事業名	低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業					
目的	低所得の妊婦の経済的負担を軽減するとともに、当該妊婦の状況を継続的に把握し、必要な支援につなげる。					
法令等根拠	行政施策「母子保健医療対策総合支援事業」該当、印西市低所得の妊婦に対する初回産科受診料助成事業実施要綱					
対象者	妊婦		年間想定 人数	10人		
会場	コスモスパレット パレットⅡ		期間・回数	通年		
スタッフ	事務職員					
実施方法 ・内容	助成の決定を受けた申請者に対し、妊娠が判明した場合の初回検査費用の一部を助成する。（上限10,000円） 必要に応じて妊婦健診の受診医療機関と情報を共有し、必要な支援につなぐ。					
評価視点	ストラクチャー (構造)	事業の周知	プロセス (過程)	計画に沿った事業の進行		
	アウトプット (事業実施量)	助成決定者数	アウトカム (成果)	助成件数実績		
前年度からの 改善点	R7年度から引き続き、妊娠届出時に事業の案内を行う。					
実績概要と推移 (単位：件)						
	R2	R3	R4	R5	R6	R7
助成決定数	-	-	-	-	2	3

事業名	不育症治療費等助成事業					
目的	不育症のために不育症治療等を受けた夫婦に対し、その費用の一部を助成することにより、当該夫婦の経済的負担の軽減を図る。					
法令等根拠	印西市不育症治療費等助成事業実施要綱					
対象者	婚姻している夫婦（事実婚を含む）で、以下のすべてに該当する者 （１） 夫婦の双方又は一方が、申請日において市の住民基本台帳に１年以上継続して記録されている （２） 医師から妊娠を継続する上で不育症治療等が必要と認められている （３） 不育症治療等に要した費用について、他の市区町村が実施する類似の助成を受けていない （４） 夫婦が共に市税の滞納がない		年間想定人数	３人		
会場	コスモスパレット パレットⅡ		期間・回数	通年		
スタッフ	事務職員					
実施方法・内容	保険給付の対象とならない不育症治療等に要する経費の一部を助成する。 （上限３０万円）					
評価視点	ストラクチャー（構造）	事業の周知	プロセス（過程）	計画に沿った事業の進行		
	アウトプット（事業実施量）	助成決定者数	アウトカム（成果）	助成件数実績		
前年度からの改善点	R 7年度から引き続き、広報・ホームページでの周知を行う。また、医療機関に対し案内チラシを配布し、事業の周知を行う。 市長マニフェスト該当項目であり、助成率引き上げの必要性の検討および制度設計を行う。					
実績概要と推移（単位：件）						
	R2	R3	R4	R5	R6	R7
助成決定数	－	－	－	1	4	3

事業名	妊活健診支援事業					
目的	晩婚化の進展や晩産化に伴い、妊娠・出産に係るリスクが高まる中で、こどもを希望する方や不妊症の可能性に悩む方に対し、不妊検査に係る費用負担の軽減を図り、母子の健康保持増進につなげる。					
法令等根拠	-					
対象者	婚姻をしている夫婦（事実婚を含む）で、以下のすべてに該当する者 （１）夫婦の双方または一方が申請時に県内に住所を有する （２）検査受検時の妻の年齢が４３歳未満である （３）保険適用となっている不妊症に関する治療・検査について、保険診療で実施している医療機関において夫婦が共に不妊検査を受けている （４）県が作成する啓発動画等を視聴している			年間想定人数		
会場	コスモスパレット　パレットⅡ			期間・回数	通年	
スタッフ	事務職員					
実施方法・内容	保険適用となっている不妊症に関する治療・検査に要する費用の一部を助成する。（夫婦１組あたり上限３万円）					
評価視点	ストラクチャー（構造）	事業の周知		プロセス（過程）	計画に沿った事業の進行	
	アウトプット（事業実施量）	助成決定者数		アウトカム（成果）	助成件数実績	
前年度からの改善点	令和８年度開始事業					
実績概要と推移（単位：件）						
	R2	R3	R4	R5	R6	R7
助成決定数	-	-	-	-	-	-

巻末 1 印西市こども家庭センター憲章
こども家庭センター（子ども家庭課）内部規定

印西市こども家庭センター憲章

憲章作成目的

印西市こども家庭センター（子ども家庭課）は令和6年度に健康増進課の母子保健係と地域保健係、子育て支援課の児童相談係を統合して新組織として始動した。以下のこども家庭センター概要を機能的・効果的に実施するため、課職員が基本的理念として共通理解を図り、印西市のこども家庭センターとしての基本理念を継続（持続）するものとする。

【印西市こども家庭センター概要】

全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関である。

○法根拠 改正児童福祉法第十条の二第二項各号、改正母子保健法第二十二条

＊印西市のこども家庭センターは母子保健法第二十二条第一号から第四号に加え、第五号も含めている。

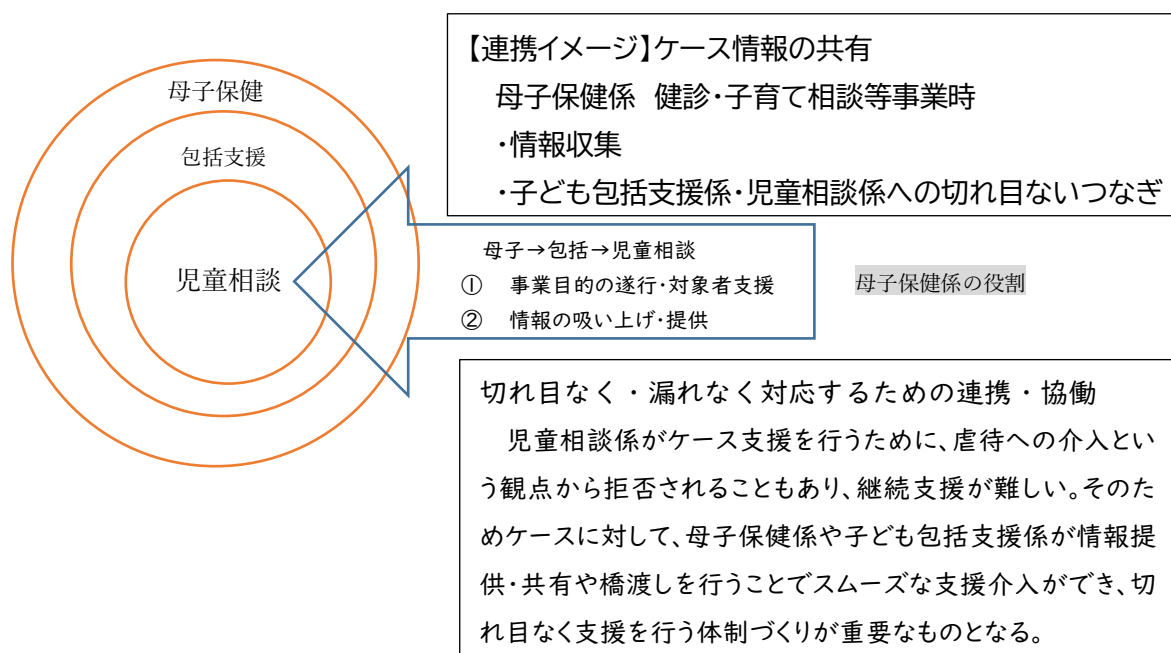
＊母子保健事業については母子保健法第二章を参照とする。

【センター理念】

・課のケースは全係のケースとし、各係の関わりを切れ目なく、重なり合いながら対応する。

・それぞれの係・職種の役割及び強み（事象対応の福祉・予測予防の保健）を尊重し、相互理解に努める。

・虐待対応は悪者探しにならないように留意し、ケースに適した支援の在り方を検討する。



【こども家庭センター長】

○センター全体の統括

こども家庭センターの創設趣旨を十分に理解し、妊娠期からの切れ目ない支援を行うため、母子保健機能及び児童福祉機能の一元的な管理を行うための適切な指揮命令を行う。

【統括支援員】

○全ケースの対応（地域のすべての妊産婦・子どもとその家族）

母子保健機能及び児童福祉機能の業務の双方の業務について十分な知識を有し、俯瞰して判断をしていく。

- ・係間調整
- ・ケース対応判断 ： ケースワーク ケースカンファレンス
- ・連携の推進 ： 庁内連携 他機関連携

○各係の事業の検討、見直し、創生について俯瞰的視点を持ち支援する。

【ケースワーク】

1. 基本的対応

- ・ケースの状況は日々変化があるため、都度状況把握に努め、適宜最適な係・職員が協力しあいながら対応するものとする。
- ・主担当でなくとも、各係員が自分のケースとしてアセスメントし、情報共有をする。
- ・ケースにとって、担当の係がどこであるかは重要ではないことを認識し、ケースに負担なく不安を与えずに各係・担当が対応できる柔軟性を持つ。（精神的不安や個性に特性を持つケースによっては、担当職員の変更がマイナスとなると判断した時には適宜対応していく）
- ・ケース・家族・周囲（所属含めて）全体を見て、支援する
- ・事象を踏まえて予測・予防の取り組みを行う

2. 各係役割

ケース対応について：各係での関わりを切れ目なく、重なり合いながら行う

- ・母子保健係 ポピュレーションアプローチ対応（情報収取・フィードバック含む）
※ポピュレーション：ころころ相談・幼児健診・プレママ等の対象事業（事後相談）をとおした対応
- ・子ども包括支援係 ハイリスクアプローチ対応
母子保健と児童福祉の隙間を埋め、両親を円滑に動かす役割
母子保健・児童相談のケースワークのサポート
サポートプラン作成

・児童相談係

＊児童相談所との連携、情報共有

虐待ケース対応（要保護児童対策地域協議会管理ケースの進行管理）

特定妊婦ケース対応

サポートプラン・安全プラン作成

【人材育成】

課員の人材育成については必要に応じて、育成対象者に担当者（プリセプター、メンター）を設定し、係で育成を行い、統括支援員、課長（こども家庭センター長）に状況報告を行う。

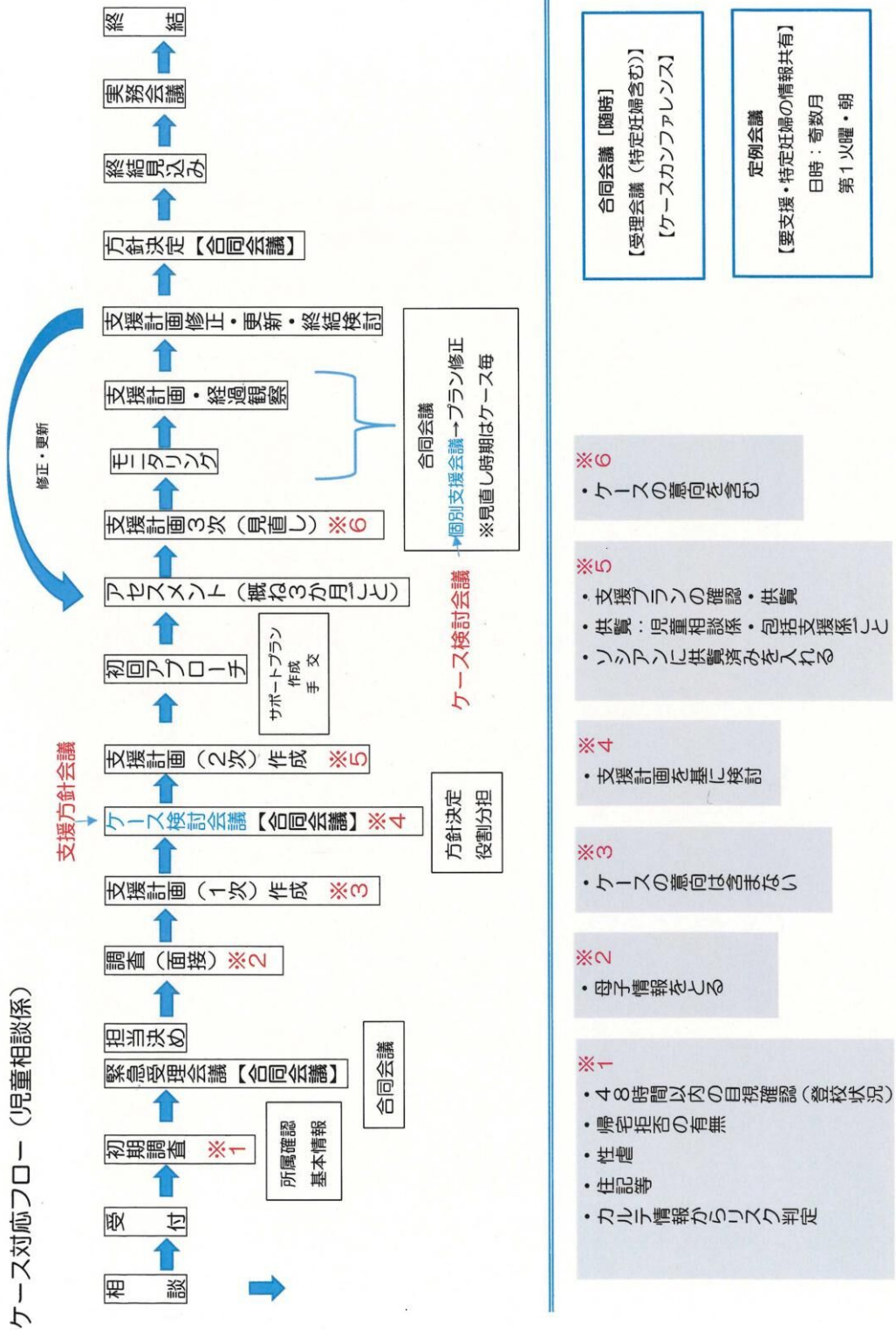
＊参考評価表あり。

保存先 T:¥460 健康子ども部¥子ども家庭課¥(仮) 補佐用¥統括支援員¥現任教育

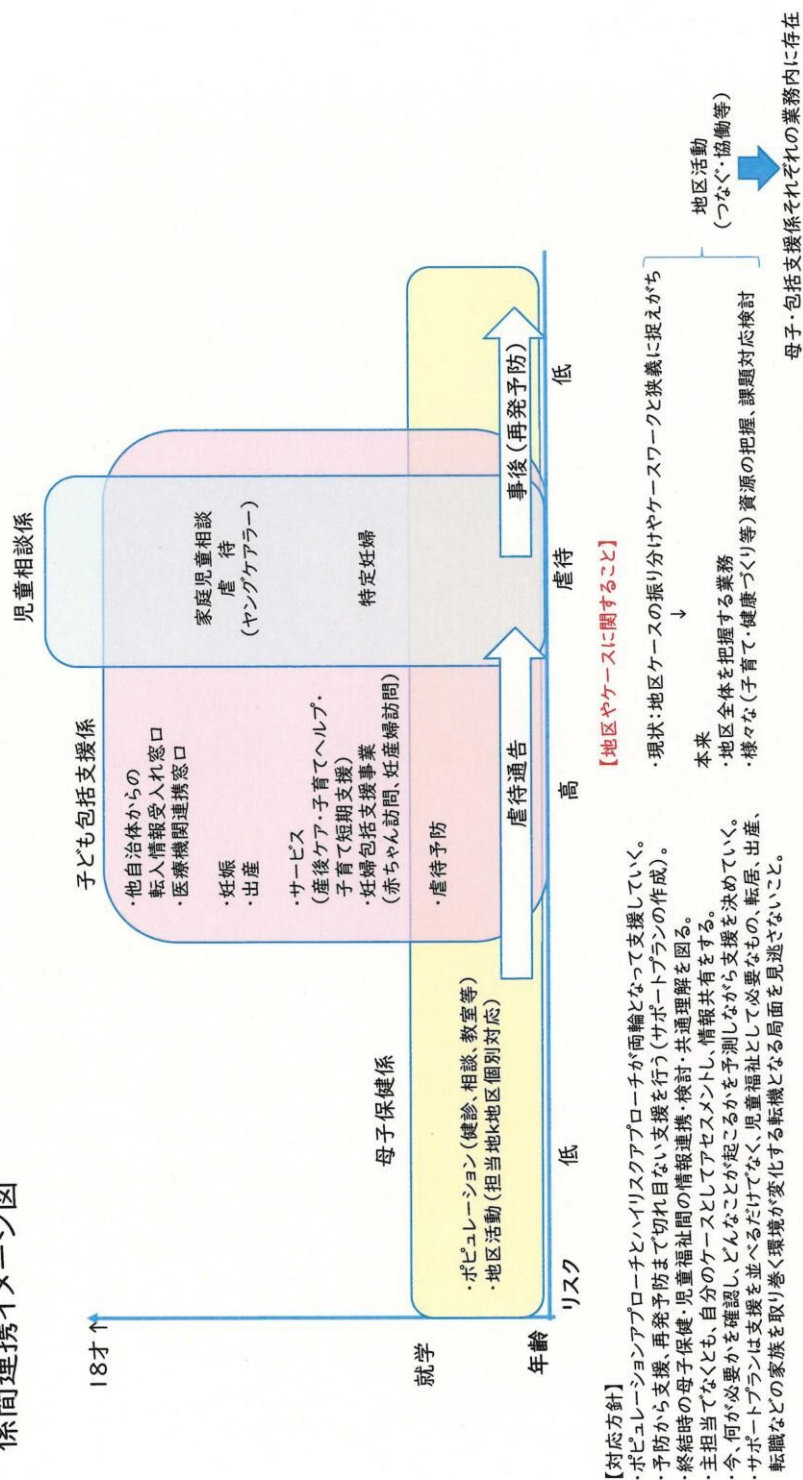
※添付資料

- ・資料1 ケース対応フロー
- ・資料2 係間連携イメージ図

資料1 ケース対応フロー



図シイメージ連携関係



巻末 3 評価指標の説明

事業評価の体系

評価 枠組	概要	具体的な評価の例
評価 (ストラクチャー 構造))	事業を実施するための仕組みや体制を評価 ・ 職員の体制 ・ 予算 ・ 施設・設備の状況 ・ 他機関との連携体制 ・ 社会資源の活用	・ マンパワーが充足している。事業に充てられる時間が確保されている。 ・ 担当者が助言を得る（相談できる）体制である。 ・ 関係者との打ち合わせ機会が確保されている。 ・ 担当者の習熟度等に頼らない仕組みが作られている。 ・ 担当窓口が周知されている。 ・ 予算が確保されている。 ・ 事業・業務の位置づけが明確化されている。
プロセス 評価 (過程)	事業の目的や目標の達成に向けた過程（手順）や活動状況を評価 ・ 情報収集 ・ アセスメント ・ 問題の分析 ・ 目標の設定 ・ 指導手段 ・ 事業実施者の態度 ・ 記録状況 ・ 対象者の満足度	・ 事業計画に基づく運営・活動ができている。 ・ 事業を振り返り、課題解決に結びついているかを評価し、さらに取り組むべき課題を検討している。 ・ 地域や関係者をつながり課題の共有等を行うことができている。 ・ 対象者や家族等の健康状態・生活状況・困りごとを捉え個別支援の必要な対象とその家族の全体を把握している。（個別支援） ・ 事例を振り返り、要フォローの判断が適切であったかや、支援の成果を評価している。（個別支援） ・ 地域のキーパーソンや保育園・幼稚園、小児科医、学校等と関連する情報を交換している。（個別支援）
アウト プット 評価 (事業量)	目的・目標の達成のために行われる事業の結果を評価 ・ 受診率・参加率 ・ 支援実施者数・率 ・ 継続支援者数・率	・ 健診受診率 ・ 事業参加者数・率 ・ 支援者数 ・ 継続支援者数
アウト カム 評価 (結果)	事業の目的や目標の達成度、成果の（数値目標）を評価 ・ 検査値等の変化 ・ 支援該当者、高リスク者の割合 ・ 死亡率、該当者数（率）の変化	・ 事業の目標に関する数値の変化 （単年では評価できない場合も多いが、評価指標に据え掲載することで経年的に変化を確認できる。） ・ 対象者から「事業に参加してよかった」「相談してよかった」などの声が聞かれる。 ・ 必要な社会資源が整備され利用者が増える。 ・ 生活状況等の把握が必要な対象者の面接や訪問の機会が増える。 ・ 協同、協力してくれる人が増えたり、つながりが密になり、見守り支援などができる地域の活動が活発になる。（地区活動） ・ 状況が悪化せず、見守りや支援等の体制を維持することができる。（個別支援） ・ 状況を改善させるための手立て（服薬開始、周囲の協力体制の構築等）をとることができた。（個別支援） ・ 支援が途絶えてしまう人がいない。（個別支援）

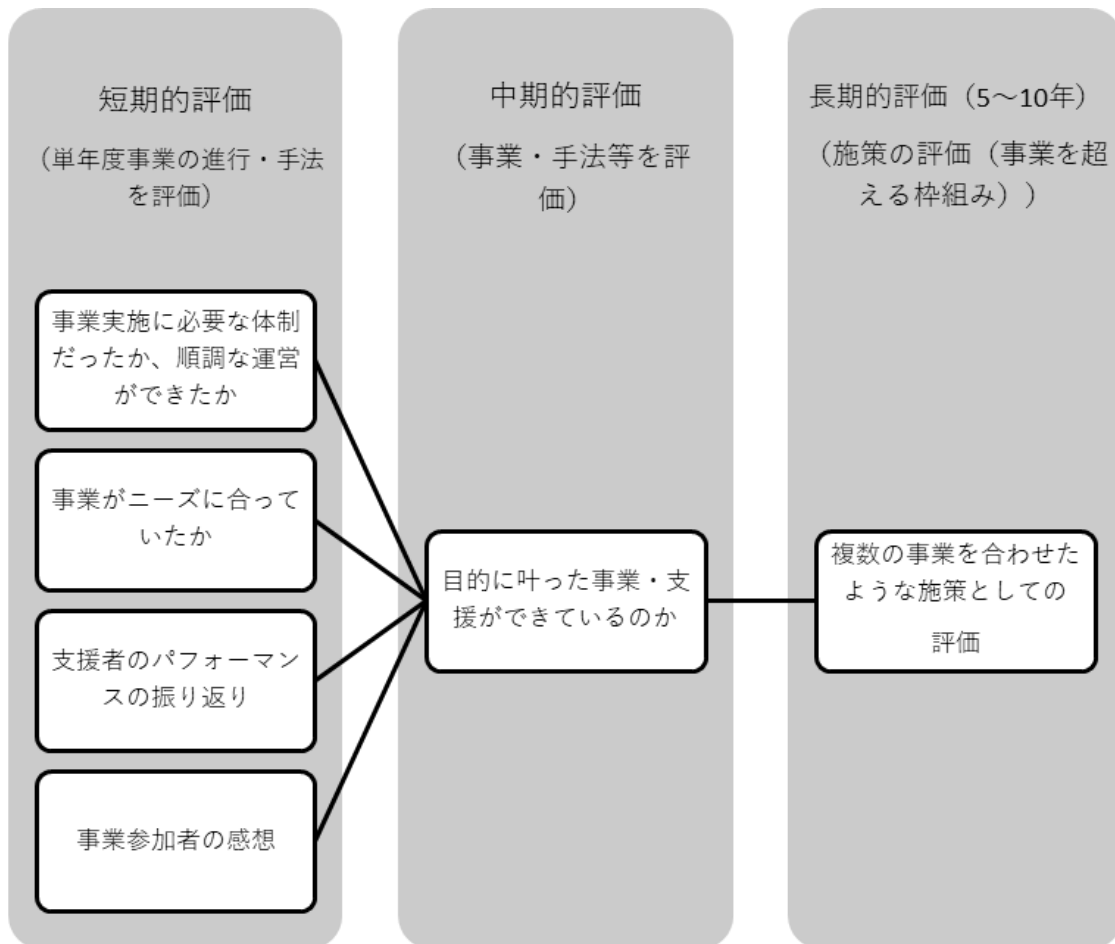
※参考：厚生労働省健康局「標準的な健診・保健指導プログラム」

「保健活動の評価指標・評価マニュアル」

平成27年度厚生労働科学研究費補助金政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業）

「保健師による保健活動の評価指標の検証に関する研究」班 主任研究者 平野かよ子氏

【アウトカム評価のタイミング】



※短期的評価、中期的評価を行う中で、改善点を見つけ、PDCA サイクルを回し、有効な施策を実施していく。

